

# 官報 号外

昭和五十九年四月十九日

## ○第一百一回衆議院会議録 第十九号

昭和五十九年四月十九日(木曜日)

議事日程 第十七号  
昭和五十九年四月十九日  
午後一時開議

第一 千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

第二 出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

第三 国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

第四 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 国有林野法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

午後一時四分開議  
○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

日程第一 千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 国有林野法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第三、国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中島源太郎君。

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[中島源太郎君登壇]

○中島源太郎君 大だいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、千九百八十三年の国際熱帯木材協定について申し上げます。

本協定は、昭和五十八年十一月十八日にジーネープで開催された熱帯木材に関する国際連合会

議において採択されたものでありまして、研究開発等の分野における加盟生産国と加盟消費国との協力を図り、もって、生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的とするものであります。

その内容は、協定の実施機関である国際熱帯木材機関の組織及び運営、事業活動の実施、資金の調達等について規定しております。

次に、出版物国際交換条約並びに国家間の公の出版物等交換条約について申し上げます。

まず、出版物国際交換条約は、政府機関及び非営利的な非政府団体の間の出版物の国際交換を奨励し、かつ容易にすることを目的とするものであります。

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○古賀誠君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○古賀誠君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、この際、日程第四ないし第六とともに、内閣提出、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を追加して、四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

文男君。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔阿部文男君登壇〕

○阿部文男君 ただいま議題となりました四法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

は、最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、本法の有効期間を十一年間延長するとともに、保安林の機能の発揮を確保するための措置を講じようとするものであります。

次に、国有林野法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

は、最近における山地災害の発生状況等保安林に

係る諸情勢の変化にかんがみ、本法の有効期間を十一年間延長するとともに、保安林の機能の発揮を確保するための措置を講じようとするものであります。

次に、国有林野法の一部を改正する法律案は、最近における森林をめぐる諸情勢の変化及び国有

林野事業の状況にかんがみ、国民の参加による國有林野の整備の促進を図るために、国有林野に分取育林制度を導入する等の措置を講じようとするものであります。

次に、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案は、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、昭和五十九年度以降十年間を新たな改善期間とし、改めて改善計画を策定するとともに、職員の退職手当の財源

を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長阿部

て議題に供し、四月三日山村農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月十日に参考人の意見を聴取する等、五回にわたり慎重な審査を重ねてまいりました。

かくて、四月十八日に三法案に対する質疑を終局し、まず保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決しました。

次に、国有林野法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決しました。

次に、国有林野法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決しました。

次に、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決しました。

党・革新共同から、国庫補助の採択限度額を現行どおり十万円とすること等を内容とする修正案が提出され、採決いたしました。

なお、日本共産党・革新共同提案の修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定に基づき、山村農林水産大臣より、政府としては反対で原案のとおり可決すべきものと議決しました。

また本案に対し、附帯決議が付されました。

また、本件に対し、附帯決議が付されました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 四案中、日程第六につき討論の通告があります。これを許します。新村源雄君。

あり、人類の大きな課題であると思うのであります。(拍手)

我が國の森林面積は、國土の七〇%に及び、國民生活と深いかかわり合いを持ちながら環境保全の役割を果たしてまいりました。一方、我が國の木材の需要は、近年やや停滞傾向にあるものの、昭和四十年には七千五百万立米に対し昭和五十七年九千二十万立米と、総体的には高水準で需要が見込まれております。

しかも、我が國の林業は、戰後の特に高度成長期における大増伐、乱伐により極度に森林の荒廃をもたらし、木材の供給力が低下し、昭和四十年自給力七一・四%、約五千万立米の供給が昭和五十七年には三五・七%、三千百万立米にとどまり、加えて貿易の自由化は木材価格低落を招き、我が國林業がかつてない不況に追い込まれ、林業が産業としての価値が低下し、山村の過疎化が進み、林業労働者の高齢化を招き、森林の機能が保全維持できなくなりつつあるのであります。

このような状態をつくり出したのは、政府が大企業本位の経済合理主義一辺倒の政策をとり続け、民族の心のふるさとである農山漁村の依拠する第一次産業を軽視した結果にほかならないと思うのであります。(拍手)

次に、今日問題提起をされている国有林野についてであります。国有林は面積七百七十一万ヘクタールに及び、我が國森林面積の三〇%を占め、森林・林業の中核をなすことは言うまでもありません。そのうち保安林は三百八十八万ヘクタールとその比率は四九%であり、この保安林が國土の保全を始めとする公益的機能を果たす中核的な役割を果たしているのであります。

近年都市の過密化が進み、生活様式の変化、國土の高密度利用によつてもたらされた山地被害の危険性の増大、生活水準の向上に伴う生活用水を中心とする水需要の増加などによって、これらと深いかかわりを持っている綠資源に対する国民の関心が高まりつつあるのであります。しかるに、

国有林野事業は今日重大な危機に当面しており、その原因は、戦前の独占度の高い木材供給と農山村の安い余剩労働力により高収益を上げ国家財政に貢献してきた当時の認識を変えず、林業をめぐる諸情勢への適切な対応を怠り、時代錯誤的な政策を遂行してきたからであります。

このようにして生じた赤字解消を理由に臨調答申、さらにこれに基づく林政審の答申が出されたのであります。これは、国有林の持つ使命の重大に言及しながらも、国有林野事業会計の累積赤字を理由に、新たな改善期間中の前半期に自己収入と事業収入の均衡達成を求めて、前半期の改善目標を示し、自助努力による改革とも言うべき合理的化の徹底強化を求めていります。

この答申を受けて政府はこの改善特別措置法改正案を提出しているのでありますが、この法案は問題の多い林政審答申のしかも一部の退職手当債に対する利子補給と改善期間の延長だけであり、このような政府の改善対策では、材価の低迷や累積債務の増加と支払い利子の負担などからではありません。(拍手)

早晚国有林野事業は行き詰まり、破綻は明らかであります。これは、土光臨調、中曾根行革の軍事拡大、大企業本位、福祉、文教、農林漁業切り捨ての反国民的性格のあらわれであると言つて過言ではありません。(拍手)

我が党は、森林・林業の持つ公益的機能の充実、そしてその強化の必要性が國民世論にまで発展をしている今日の森林・林業を根本的に見直し、ことにその中核的役割を果たしている国有林野事業について、森林・林業計画を時代の変遷に

ります。(拍手)  
○議長(福永健司君) これにて討論は終局いたしました。

〔本号末尾に掲載〕  
割賦販売法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔梶山静六君登壇〕

○梶山静六君 ただいま議題となりました割賦販売法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近年、割賦販売等に係る取引は急速な拡大を続け、その形態も多様化しておりますが、これに伴い、消費者とのトラブルも増大し、例えば、購入者と販売業者との間に信販会社等が介在する、いわゆる割賦購入あっせんについて、現在、法律による購入者保護の措置が講じられていないため、トラブルが多く発生しております。

本案は、こうした状況にかんがみ、割賦販売等に係る取引について、消費者保護の徹底を図るうとするものであります。  
その主な内容は、  
第一に、いわゆるリボルビング方式の割賦販売等を規制の対象に含めるとともに、指定商品の対象として消耗品を加えることができるようになります。

第二に、割賦販売に適用されている購入者保護のための規定、すなわち、取引条件の表示、書面の交付、いわゆるクーリングオフ、契約の解除の制限等について、所要の改正を加えながら割賦購入あっせんにも適用すること、  
第三に、割賦購入あっせんを利用した購入者は、商品に瑕疵がある等の場合には、販売業者に対する主張できる事由をもって、割賦購入あっせん業者からの代金の支払い請求に対抗することができること、

第四に、割賦販売業者等は、購入者の支払い能力を超えていると認められる割賦販売等を行わないよう努めるとともに、割賦販売業者等及び信用情報機関は、信用情報を購入者の支払い能力の調

査対であることを明らかにして、私の討論を終わ

○議長(福永健司君) これより採決に入ります。  
まず、日程第四につき採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。  
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。  
両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多數。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七、割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第七、割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。商工委員長梶山静六君。

等以外の目的に使用してはならないこと等であります。

本案は、四月十二日当委員会に付託され、翌三日小此木通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、参考人から意見を聴取する等審査を重ね、四月十八日質疑を終局いたしました。

次いで、本案に対し、委員長より、割賦販売について、クーリングオフの期間を四日から七日に改めるとともに、訪問販売についても同様に定めを修正案を提出し、採決の結果、本案は全会一致をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○古賀誠君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(福永健司君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長片岡清一君。

運輸省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔片岡清一君登壇〕

〔片岡清一君登壇〕

○片岡清一君 ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、第一に、地方運輸行政の総合化及び効率化を図るため、海運局及び陸運局を統合して、地方運輸局を設置すること、

第二に、海運局の廃止に伴い、海運監理部は地方運輸局に置くこととするこ

とであります。

本案は、二月二十一日本委員会に付託され、四月五日細田運輸大臣より提案理由の説明を聴取し

た後、質疑に入り、四月十七日これを終了し、本十九日採決いたしましたところ、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

### 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福永健司君) この際、内閣提出、児童扶養手当法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求める。厚生大臣渡部恒三君。

〔國務大臣渡部恒三君登壇〕

○國務大臣(渡部恒三君) 児童扶養手当法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申しあげます。

児童扶養手当制度は、死別母子世帯に対する年金制度の補完として昭和三十七年に発足し、これまで母子福祉年金があわせて逐次改善が図られてまいりました。しかしながら、制度発足から二十年以上を経過した今日、年金制度の成熟とともに、母子福祉年金の受給者はほとんど消滅する一方、離婚が年々著しく増加し、今や母子家庭の大半は離婚による母子家庭で占められるに至っています。これに伴い、児童扶養手当の受給者数は昭和五十九年度で六十万人、これに要する財政負担も二千五百億円という巨額に達する見込みであります。

これに伴い、児童扶養手当の受給者数は昭和五十九年度で六十万人、これに要する財政負担も二千五百億円という巨額に達する見込みであります。これに伴い、児童扶養手当の受給者数は昭和五十九年度で六十万人、これに要する財政負担も二千五百億円という巨額に達する見込みであります。

今日、社会保障施策全般について、本格的な高齢化社会の到来と厳しい行財政環境の中で、自立

自助の促進、社会的公正の確保、施策の効率化等の観点から根本的な制度の再編、見直しを行うことが急務とされておりますが、本制度について

は、第二次臨時行政調査会の答申においても社会

保障政策上の位置づけ、費用の一部についての地

方負担の導入等について検討が要請されていました。

以上のような諸事情にかんがみ、このたび行政

改革の一環として、現行制度を基本的に見直し、

これを母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする純粹の福祉

制度に改めるべく、本改正案を提出した次第であ

ります。

次に、この改正法案の主な内容について御説明申しあげます。

第一に、手当の額につきましては、これまで年収三百六十一万円未満の場合一律に月額三万二千七百円を支給することとしておりましたが、これを得て応じて二段階とし、所得税が非課税となるおおむね百五十万円未満の場合は三万三千円、百五十一万円以上三百万円未満の場合は二万二千円を支給することとしております。この所得

を制限の額及び手当の一部制限額については、政令で定めることとしております。

第二に、離婚してもなお父は子に対する民法上の扶養義務を有することにかんがみ、改正法施行後の新規認定分から、離婚時の夫の年収がおおむね六百万円以上であるときは、特別の事情がある場合を除き手当を支給しないこととしております。

第三に、手当の支給は、十八歳未満の児童を対象に、原則として七年間とすることとしたしま

した。ただし、七年を経過した時点で児童がなお義務教育を終了していない場合には、義務教育終了まで支給を継続することとしております。

第四に、費用負担につきましては、一般の福祉施策と同様に、地方負担を導入することとし、改

正法施行後の新規認定分から国が十分の八、都道府県が十分の二を負担することとしております。

以上のほか、離婚等によらない母子については今後支給を御遠慮いただくこととし、また、支給要件及び支給期間について改正に伴う所要の経過措置を講ずることとしております。

なお、実施時期は、本年十一月を予定しております。

以上が児童扶養手当法の一部を改正する法律案の趣旨でござります。よろしくお願いいたしま

す。(拍手)

## 児童扶養手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○副議長（勝間田清一君） ただいまの趣旨の説明に対しても質疑の通告があります。これを許します。竹村泰子君。

〔竹村泰子君登壇〕

○竹村泰子君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま提案されました児童扶養手当法の一部改正案に対し、総理、厚生大臣、自治大臣並びに労働大臣に質問をいたします。

総理ほか各大臣にはお子さんがいらっしゃいますね。総理にはかわいいお孫さんもいらっしゃいます。ですから、子供の健やかな成長をひたすらに願う親の気持ちがよくわかりと存ります。ところで、世の中には、不幸にして両親が協力して育てることのなかなわぬ事情があり、父母のどちらかが苦しみや悩みと闘いながら働いて子供を育てている方が多くおられます。特にそのうち、離婚した夫婦の子供たちは、70%が母親のもとで育てられております。今回提案された改正案は、こうした厳しい生活を強いられている母子家庭をさらに底に陥落とす非人道的、文字どおり改悪案と言わざして何と言えましょうか。（拍手）

私は、この数ヶ月、日夜全国のたくさんのお母さんたちと会い、話し合いを積み重ね、その切実な訴えを開いてまいりました。

第一に、所得制限の強化であります。まず、支給額が二段階になり、減額されることです。第二番目には支給期間の改悪です。現在は子供が十八歳になるまで支給されますが、これが離婚してから七年間に打ち切られる。ただし、お情けで義務教育終了まで、つまり十五歳までは出しましようということです。これは三年間の切り下がになります。

その他、別れた夫の給与が六百万円以上の場合は支給しない。未婚の母に関しては一切支給しない。そして全額国庫負担であったものを地方自治体に二割の負担を強いるのであります。

そこで自治大臣にお尋ねいたします。

これをきつかけに、障害福祉年金、老齢福祉年

金など国が負担しているものを今後すべて都道府県負担にする手始めとなるようなことがあれば一大事です。あなたは、自治大臣としてどう対処されようとしているのですか。

これら戦後の混乱の中から一步一步積み重ねられてきて、ようやく先進国並みに近づいてきた福祉行政の階段を一举に転げ落ちるかのような福祉の切り捨てであります。大改悪であります。この大改悪をなぜしなければならないのでしょうか。厚生大臣、目的は何でしょうか、はつきりと説明してください。（拍手）

私は、過日、渡部厚生大臣が「母子家庭の生活を守り、男性の扶養責任を果たさせるためのきめ細かい配慮をすることだ」と言われたのを聞きました。これが全くの詭弁にすぎません。そもそもこの法案をお出しになる目的は何だったのでしょうか。改正の趣旨を見ますと、「離婚の急増等母子家庭をめぐる諸状況の変化にかんがみ、母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする」とあります。私は、まずこの趣旨説明に大きなまやかしがあることを指摘いたします。

まず、一九八三年に厚生省が行った母子世帯実態調査もまだ公表されず、どんな状況の変化があつたのか一切不明確だということであります。これでは法案提出の理由がまづ成り立たないと思うが、いかがですか。

この児童扶養手当法の改悪は、財源対策つまり福祉の切り捨ての一つではないのですか。四年二月十三日発行のある専門誌によりますと、児童家庭局長ははつきりと表明しておられます。それによりますと、「三年前の八月、臨時行政調査会の第一次答申の中で地方負担の導入の問題が指摘されてからずっと検討課題になり、臨調の最終答申にも織り込まれた」とあります。

そのため厚生省は、昨年の三月児童福祉問題懇談会を設置し、昨年十二月に出されたこの懇談会の報告をもとにして法案づくりが進められました。この報告によりますと、社会保障全般にわたり自立の促進、公正の確保、また年金、医療等社会保险との関連、金給付と社会サービスとの連携などから見直しを行なべき時期に来ており、また離婚についての意識、態度の変化に伴い、その件数は著しく増加し、財政負担も巨額になっていきます。まずはお金の問題であります。まずはお金の問題であります。そして最終的には、総理、あなたの強い意向を受けて、五十九年度予算で三年越しの懸案として決着をつけたいと大蔵、自治、厚生の関係大臣が合意をして決められたと、先ほどの児童家庭局長の文章の中にもあるのでござります。

そこで総理、厚生大臣にお尋ねいたします。現行法では第一条に、「この法律は、國が、父と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」とあります。改正案では同じく第一条に、「この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定の促進に寄与するため」云々と変えられております。法律的に見ましても、児童の健全育成に着目した現行法に比べ、児童が育成される家庭を対象にし、また早く自立させるというよりかえ案であります。これは中心的な問題を変質させていくことで、改正どころか児童扶養手当の廃止とも言えるものであります。国際的に見ましても児童の権利擁護は確立しており、先進国と豪語し、また世界中の日本の立場を非常に気にされる総理と世界の立場を非常に気にされる総理ととしては、大変恥ずかしい法改正であることにお気づきでしょうか。

厚生大臣、厚生省というのはだれのためにあるところでしょうか。社会の片隅で肩寄せ合ってひつそりと生きていく母親と子供、この人たちの叫びがあなたの耳には聞こえませんか。私は、大臣を大変に率直な人間らしい方だとお見受けしております。今からでも遅くはありません。十五歳

で打ち切られるということは、高校へ行かせられないということなのです。何とかこの点だけでも考え方を設置し、昨年十二月に出されたこの懇談会の報告をもとにして法案づくりが進められました。この報告によりますと、社会保障全般にわたり自立の促進、公正の確保、また年金、医療等社会保险との関連、金給付と社会サービスとの連携などから見直しを行なるべき時期に来ており、また離婚についての意識、態度の変化に伴い、その件数は著しく増加し、財政負担も巨額になっていきます。まずはお金の問題であります。まずはお金の問題であります。そして最終的には、総理、あなたの強い意向を受けて、五十九年度予算で三年越しの懸案として決着をつけたいと大蔵、自治、厚生の関係大臣が合意をして決められたと、先ほどの児童家庭局長の文章の中にもあるのでござります。

そこで総理、厚生大臣にお尋ねいたします。現行法では第一条に、「この法律は、國が、父と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」とあります。改正案では同じく第一条に、「この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定の促進に寄与するため」云々と変えられております。法律的に見ましても、児童の健全育成に着目した現行法に比べ、児童が育成される家庭を対象にし、また早く自立させるというよりかえ案であります。これは中心的な問題を変質させていくことで、改正どころか児童扶養手当の廃止とも言えるものであります。国際的に見ましても児童の権利擁護は確立しており、先進国と豪語し、また世界中の日本の立場を非常に気にされる総理と世界の立場を非常に気にされる総理としては、大変恥ずかしい法改正であることにお気づきでしょうか。

厚生大臣、厚生省というのはだれのためにあるところでしょうか。社会の片隅で肩寄せ合ってひつそりと生きていく母親と子供、この人たちの叫びがあなたの耳には聞こえませんか。私は、大臣を大変に率直な人間らしい方だとお見受けしております。今からでも遅くはありません。十五歳

正式見解を承りたいと思います。

一九八〇年六月に矢継ぎ早に各都道府県あてに出された通達は、制度運用の適正化という名目のもと、著しく母子家庭のプライバシーを侵害し、厳しい支給カットをしております。例えば、父親が遺棄した家庭についても、半年間に一度でも父親から電話連絡があれば、監護しているもののみなして支給対象から外す。妻子が税法上の扶養親族の取り扱いを受けていれば、父親の扶養意思を推定できるので支給しない。実際には何の仕送りも受けず、一年に一回とか二回電話がかかってきてたというだけで切られてしまう、そういう非人間的なことが現実に続発しております。こんなことは直ちにおやめください。厚生大臣の所見を求めます。

未婚の母についても、従来は支給の対象としてきました。しかし、今ここへ来て急に、年金制度の充実改定もないままに未婚の母子の切り捨てが行われ、社会的な福祉の権利が保障されなくなるという不公平な社会になり、憲法の精神に反することになります。婚姻によらないで生まれた子供は社会保障の対象から外し、自己責任で育てるのが当然という態度は、未婚の母を社会的にあるべきでない存在として切り捨ててしまうことを意味し、この制度の根幹である児童のための福祉という趣旨に著しく反するものではないでしょうか。

次に、労働大臣にお尋ねいたします。  
あなたは、母子家庭の母親の就職状況についてどう考えておられますか。就労の機会、条件など、子供を抱えて生計を立てていくお母さんたちの状況をどうとらえておられますか。また、母子家庭の雇用促進法を制定する御意思はありませんか。お答えください。

その他、請求期限五年の新設、不正受給の罰金増等、児童福祉の精神に反する重要な制度の改変を行おうとしている。しかも、十分な内容の検討、審議を待たずに、ことし十一月一日施行を前提とする予算が組まれているなど、まことに言語

道断と言ふべきであり、理由なき法提案として、強い世論の反対が巻き起こっております。(拍手) 私たちは、このような数々の実情を無視した無謀な法改定を認めるわけにはいきません。福祉とは、社会的に弱い人々を助けるものであるはずです。財政対策にとらわれる余り、真に援助を必要とする人々を捨て去ってしまう、国際社会の趨勢にも反した今回の法提案には、怒りをもって撤回を求めてます。(拍手)

総理、厚生大臣の人間としての率直な御意見をお聞かせいただきますようお願いし、私の質問を終わさせていただきます。(拍手)

○内閣総理大臣(中曾根康弘君登壇) 竹村議員にお答えをいたしました。

まず、児童扶養手当の見直しは制度の改悪ではないかという御質問でございます。

今回の改定内容についてのお尋ねであります。

今までの社会的、経済的諸情勢の変化を踏まえた新たな対応措置として考えたものもあり、臨時行政調査会の答申においても検討が指摘されたものであります。今回の改定におきましては、所得が低く、真にこの手当が必要とする方には手当額を引き上げるとしておるのと並んで、後退

得が低く、真にこの手当が必要とする方には手当額を引き上げるとしておるのと並んで、後退

り、今や母子家庭の大半が離別世帯であるという実態の変化を踏まえ、離別の母子世帯に対する独自の福祉制度に改めるものであります。

今回の改定に当たっては、臨時行政調査会の答申を受けて児童福祉問題懇談会において慎重に検討を行い、また、法案提出に当たっても社会保障制度審議会に諮問し、了承する旨の答申をいただきしております。さらに、中央児童福祉審議会にも申を入れて児童扶養手当制度の運用について、手当の財源が全額税金で賄われておることも考慮し、不正受給などは断じてないよう、今後とも一層その改定に努める必要があると考えております。

最後に、今回の法案を撤回すべきではないかとお尋ねでありますが、先ほど総理からも申し上げましたように、今回の児童扶養手当制度の改正

は、行政改革の一環として、またこの制度の今後の安定的な維持のためにぜひとも必要な改正であります。ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

(拍手) 児童扶養手当制度の運用については、手当の財源が全額税金で賄われておることも考慮し、不正受給などは断じてないよう、今後とも一層その改定に努める必要があると考えております。

さて、児童扶養手当制度の改正が、まさに所得制限及び手当額を二段階にしたのが、まず、所得の低い方にほど手厚い給付を行うためのものであります。(拍手)また、離婚しても父には民法上子に対する扶養義務が厳としてあることからがみ、その支給を御遠慮いただき、他方、所得の低い方にほど手厚い給付を行なうためのものであります。(拍手)また、離婚しても父には民法上子に対する扶養義務が厳としてあることからがみ、その支給を御遠慮いただき、他方、所得の低い方にほど手厚い給付を行なうためのものであります。(拍手)また、離

婚しても父には民法上子に対する扶養義務が厳としてあることからがみ、その支給を御遠慮いただき、他方、所得の低い方にほど手厚い給付を行なうためのものであります。(拍手)また、離

いろいろ批判があつたこと等の理由により、今後手当を御遠慮いただくことにしたものであります。

この改正是、全児童を対象にした児童手当制度の変化を踏まえ、離別の母子世帯に対する独自の福祉制度に改めるものであります。

今回の改定に当たっては、臨時行政調査会の答申を受けて児童福祉問題懇談会において慎重に検討を行い、また、法案提出に当たっても社会保障制度審議会に諮問し、了承する旨の答申をいただき

いております。さらに、中央児童福祉審議会にも申入れて児童扶養手当制度の運用について、手当の財源が全額税金で賄われておることも考慮し、不正受給などは断じてないよう、今後とも一層その改定に努める必要があると考えております。

児童扶養手当制度の運用については、手当の財源が全額税金で賄われておることも考慮し、不正受給などは断じてないよう、今後とも一層その改定に努める必要があると考えております。

さて、児童扶養手当制度の改正が、まさに所得制限及び手当額を二段階にしたのが、まず、所得の低い方にほど手厚い給付を行なうためのものであります。(拍手)また、離

婚しても父には民法上子に対する扶養義務が厳としてあることからがみ、その支給を御遠慮いただき、他方、所得の低い方にほど手厚い給付を行なうためのものであります。(拍手)また、離

のないように留意してまいりつもりでござります。(拍手)

〔國務大臣坂本三十次君登壇〕

○國務大臣(坂本三十次君) 母子家庭の母などの就業にはいろいろな困難が伴つておることはよく存じております。一般に再就職時の女子の賃金は、終身雇用、年功序列制度では新規学卒者の初任給とほぼ同じ水準でございまして、母子家庭のお母さんなどの就業については、保育など家庭生活上の制約があること、職業経験が乏しくて技術が十分でないこと等が条件のよい就職を阻んでおるということは承知をいたしております。

そこで、母子家庭の母等の雇用促進法といふのを制定してはどうかという御質問でございますが、母子家庭の母親等の雇用を促進するためには、まず第一に、保育所を整備いたしまして、育児などの家庭生活上の負担を軽くしてあげて、常用労働者として働くような環境の整備に努めることが大事だと思っております。また、職業訓練や職業講習などによって、資格の取得その他技能の向上を図るなど、雇用の障害となつてゐるような要因を取り除いてあげる、基本的にそれが大切なことだと思っております。

労働省としては、このような考え方方に立つて、今後とも、就業に関する相談機能等の強化、職業訓練あるいは手当、それから職業講習の実施、事業主への雇い入れに対する助成金制度、例えは中間小企業であつたならば月給の三分の一を補助する、大企業ならば月給の四分の一を補助する、一年間そういう援助制度がござります。それなどを積極的に活用して、母子家庭の母親等の雇用の促進に努めてまいりたいと思っております。特に新たにこの際母子家庭雇用促進法を制定するということは、現在のところ考えておりません。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了しました。

湖沼水質保全特別措置法案(内閣提出)の趣旨 説明

○副議長(勝間田清一君) この際、内閣提出、湖沼水質保全特別措置法案について、趣旨の説明を求める。國務大臣上田稔君。

〔國務大臣上田稔君登壇〕

○國務大臣(上田稔君) 湖沼水質保全特別措置法案について、その趣旨を御説明いたします。

湖沼は、古来人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民的資産であり、現在及び将来の国民がその恵沢を享受することができるよう

にこれを保全していくことが必要であります。

しかしながら、湖沼の水質の現状を見れば、閉鎖性水域という自然的条件に加え、湖沼周辺で營まれております生活及び生産活動に起因する汚濁が近年特に著しく、その水質の改善を図るためには、水質汚濁防止法による排水規制等の従来の制度では不十分な状況にあります。

この法律案は、こうした状況にからみまして、湖沼の水質の保全を図るために、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関する計画の策定及び污水その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行なう等の特別の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申上げます。

第一に、湖沼水質保全基本方針の策定であります。国は、湖沼の水質の保全に関する基本構想等を内容とする湖沼水質保全基本方針を定めることといたしております。

第二は、指定湖沼等の指定であります。内閣総理大臣は、水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要がある湖沼を指定湖沼といたしまして、指定湖沼の水質の汚濁に關係のある地域を指定地域として定めることといたしております。

第三は、湖沼水質保全計画の策定であります。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する竹村泰子君の質疑 湖沼水質保全特別措置法案の趣旨説明に対する天野等君の質疑

都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼ごとに、湖沼の水質の保全に関する方針、下水道の整備その他の湖沼の水質の保全に資する事業に關すること等を内容とする湖沼水質保全計画を定めることといたしております。

第四は、指定湖沼の水質の保全に關する特別の措置であります。

その一は、指定地域内の工場または事業場に係る排出水の規制であります。従来の濃度規制のほか、都道府県知事は、指定地域内の工場または事業場について、排出水に関する汚濁負荷量の規制基準を定め、水質汚濁防止法の特定施設等の新增設に係る排出水がこの規制基準に適合しないと認めるときは、改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができることといたしております。

その二は、みなし特定施設に係る排出水の排出の規制であります。一定規模以下の浄化槽等、湖沼の水質にとって生活環境に係る被害を生ずるおそれのある污水等を排出する施設として政令で定める施設を水質汚濁防止法の特定施設とみなし、同法の規定を適用することといたしております。

その三は、指定施設の設置の届け出等であります。一定規模以下の畜舎等、排水基準による規制によりがたいものとして政令で定める指定施設を設置しようとしている者等について、届け出の制度を設けるとともに、都道府県知事は、その者が構造等の基準を遵守していないと認めるときは、改善の勧告、さらには、命令をすることができる

以上のはか、湖沼の水質の保全を図るために必要な指導、援助、関係行政機関の協力等について所要の規定を設けております。  
以上が湖沼水質保全特別措置法案の趣旨でござります。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

湖沼水質保全特別措置法案(内閣提出)の趣旨 説明に対する質疑

○副議長(勝間田清一君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。天野等君。

〔天野等君登壇〕

○天野等君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました湖沼水質保全特別措置法案につきまして、内閣総理大臣並びに関係大臣に、その所見をお伺いしたいと思います。

總理、私の郷土茨城は、水と緑に恵まれました豊かな土地でございます。中でも、県の東南部に位置しております霞ヶ浦は、古くから私たち茨城県民の生活を支え、私たちに潤いと安らぎを与えてくれる源がありました。その霞ヶ浦が今瀕死の重症でござります。有機汚濁の代表的な指標であるCOD数値を見てみると、昭和四十年にはまだ4 ppmであったものが、昭和四十九年と五十年を除いて年々ふえ続け、昭和五十四年に五十一年を以て年々ふえ続け、昭和五十五年にはとうとう10 ppmを超えるという瀕死の姿になつてしまりました。

このような実態は、もちろん霞ヶ浦のみにとどまるものではありません。環境基準が適用されている湖沼水域の過半数は、いまだにCOD数値で環境基準に達しておりません。環境破壊が進んでいるのは、もちろん湖沼ばかりではありません。本来の機能を失つて死に瀕している山や川や海が、日本じゅう枚挙にいとまがないくらいございません。

ここ二十年余りの我が国の高度経済成長政策の

中で最も痛めつけられたものは、我々の周囲にあつた豊かで美しい自然ではなかつてしまふ。人間の生存と自然環境との調和を忘れ、開発優先でひたすら経済成長に走つた結果が、今日の自然の破壊と汚染をもたらし、ひいては我々の健康までむしばまれてきています。公害先進国といふありがたくない名前までちよだいするような現状を直視するとき、これ以上の自然破壊、公告が未然に防止する積極的な環境行政の確立が、今こそ急務だと考えます。

総理は、施政方針演説の中で「花と緑に囲まれた快適な潤いのある生活環境の創造に努める」と述べておられます。これを単なる言葉としてではなく、今後の環境行政の中で具体的にどのような生かしていこうとされるのか、特に最近の環境行政が本来の姿を失つてきている現状の中で、環境保全に関する総理の基本的な姿勢について、まづお尋ねをしたいと思います。

次に、今日の環境破壊をもたらした大きな要因として、自然環境との調和を忘れた無原則な乱開発の存在を挙げざるを得ません。だからこそ政府も、開発に伴う環境への影響を事前に調査、予測・評価し、公害や環境破壊をもたらすおそれのないもののみを許可するいわゆる環境アセスメント制度について、その必要性を認め、環境影響評価法案を過日国会へ提出したのだと考えます。この法案は、第百回国会で審議末了のうちに廃案となりました。環境保全の立場から、この環境アセスメント制度に関する法案を、総理、今国会に再び提出なさるかどうか、その提出時期はいつごろになるのか、総理の見解をお尋ねいたします。

次に、環境庁長官にお尋ねいたしますが、本法案は、昭和五十六年一月、中央公害対策審議会から環境庁長官に出された「湖沼環境保全のための制度のあり方について」の答申に基づくものであるというふうに承知をいたしておりますが、実は、この答申と法案との間で大きく相違するところが幾つかございます。

まず、中公審答申は、表題が「湖沼環境保全のための制度」となっています。基本的考え方としましても、湖沼の環境保全を図るためにには、湖沼の水質及びその周辺の自然的環境を一体のものとして保全することが肝要であるという立場に立っております。具体的な内容としましても、湖辺地域における土石等の採取あるいは工作物の新築など、環境破壊をもたらすおそれのある行為についての制限規定を提案しております。これは從来の環境行政の考え方を一步前進させたものとして、私たちも高く評価しております。

ところが、この本法案は、法案名も「湖沼水質保全特別措置法」として、湖沼水質の保全に限定をしてしまいました。基本的考え方も、從来の環境行政の枠を一歩も出ず、内容的にも、湖辺地域に對する具体的な政策はすべて削られ、わずかに緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならぬという訓示規定を申しわけとしてたつた一を行つたにすぎません。(拍手)

また、答申では、指定地域内で例えば工場等の排水を湖沼に流入させる特定施設を設置する場合に、環境アセスメント制度を加味した許可制を提案しておりますが、法案では、従来どおり水質汚濁法による届け出制となつており、環境行政の面で大きく後退をしております。なぜ、このように

富栄養化の要因として常に生活雑排水、なかなか入っておりません。したがつて、本法案においては琵琶湖、電ヶ浦等では、それぞれの県条例によつて規制が行われております。水質保全の立場から見たとき、通産省としては、このようないくつかの規制といふことに問題はないのかどうか。またさらに、通産省として積極的に有機合成洗剤の製造、販売に何らかの規制を行うつもりはないか、将来の問題も含めて通産大臣の見解をお伺いいたします。

最後に私は、本法案の致命的な欠陥について指摘しなければなりません。それは、本法案に全く関係でございませんが、緑豊かな良好な自然環境、文化的な活力ある国民生活を確保することが我々の目的でありまして、花と緑で人の和を、これを実践しようとしているのが本湖沼法案を提出するゆえんでもございます。

さらに、いわゆる環境アセスメント法案との関係でござりますけれども、湖沼の汚濁防止は緊急の課題になつてゐると思ひます。現に汚濁が進行中である、こういう現状を目前にいたしまして至急対策を講ずる必要があるという関係で提出した次第であります。いわゆるアセスメント法案につきましては、その後の検討によりまして、各方面との調整を実行中でござります。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手) ○國務大臣(上田稔君) 天野議員のお答

本法案に基づく湖沼水質保全計画により行われる各種の施策は、その実施に当たつて、いずれも多額の費用を要するものであるということは想像にかたくありません。財政的な裏づけのない法案は、結局絵にかいたもちにすぎません。だからこそ、全国二十七都道府県の環境部局長で構成しています全国湖沼環境保全対策推進協議会等の各地方自治体の実務担当者の間では、この法案に基づく財政措置の創設、拡充が強く求められているところでございます。

湖沼環境保全は、今全国的な要求になつてゐると言つても間違ひではないと思ひます。このことを頭に入れながら大蔵大臣に、本法案に財政的裏づけを与える具体的な施策があるかどうかお尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣中曾根康弘君登壇)

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 天野議員にお答えをいたします。

環境保全に関する基本的姿勢いかんという御質問でござりますが、緑豊かな良好な自然環境、文化的な活力ある国民生活を確保することが我々の目的でありまして、花と緑で人の和を、これを実践しようとしているのが本湖沼法案を提出するゆえんでもございます。

ささらに、いわゆる環境アセスメント法案との関係でござりますけれども、湖沼の汚濁防止は緊急の課題になつてゐると思ひます。現に汚濁が進行中である、こういう現状を目前にいたしまして至急対策を講ずる必要があるという関係で提出した次第であります。いわゆるアセスメント法案につきましては、その後の検討によりまして、各方面との調整を実行中でござります。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手) ○國務大臣(上田稔君) 天野先生の御質問の第一点として、中公審から湖沼環境保全のための制度につきましての答申を得ながら、湖沼の水質保全に内閣総理大臣(中曾根康弘君) 天野議員にお答えをいたしました理由はどういうことか、ま





場合がそれである。

この無料の理由を防衛庁は、「各市町村の条例等の定めるところによる」(「月二十九日、私に対する防衛庁の回答資料」と、あたかも地方自治体側の好意的な意思によるものであるかのように説明している。

しかし、実情は自衛隊側が防衛庁所管の「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第八条(「生安法」)に基づく助成を得て建設されるゴミ処理施設であることを利用して、ゴミ手数料を無料にする態度を自治体側に陰に陽に求めているというのが真相である。

こうした結果、航空自衛隊築城基地の場合、ゴミ手数料の未払いは年間約百三十万円(五十七年度)にのぼり、十数年間の未払い額になると千万円以上にのぼっている。もちろんゴミ処理施設の電気代、燃料費、人件費等運営・維持にかかる経費(五十八年度の関係自治体の負担金は、築城町五千四百五十六万円、椎田町六千四十九万円)さえ、築城基地が一円も負担していないことはいうまでもない。

ゴミ処理の定義、目的等を定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、事業者に、その「事業活動」に伴つて生じたゴミを自らの責任において適正に処理する責務を定めている。この「事業活動」には、『廃棄物処理法の解説』(厚生省水道環境部編)によれば、「単に營利を目的とするもののみならず、公共事業、公共サービス等をも包括」されるという。

一方、地方自治体の財政は、自治省の事務次官通達(昭和五十八年度地方財政の運営について)でも「今後とも歳入の大額な自然増収は到底期待できない情勢にあり、…一層深刻さを増している」と指摘されている。

ゴミ手数料の未払いを続ける当該自衛隊基地及び同問題に關係する自治体は、自らの廃棄物の処理にかかる責務の点で、また、地方財政健全化の点でも、未払い問題の真剣な検討が改めて強く求

められている。

以上の観点にたつて、以下質問する。

一 防衛庁は、ゴミ処理施設が防衛庁所管の「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく助成を得て建設されることを利用し、ゴミ手数料無料化を地元自治体に働きかけよう自衛隊基地・部隊等を指導しているのかどうか、見解を明らかにされたい。

二 自衛隊基地・部隊等がゴミ処理の手数料を関係自治体に支払っている例は既に存在する。陸上自衛隊仙台駐屯地、練馬駐屯地、市ヶ谷駐屯地、海上自衛隊大湊地方隊等の部隊である。

こうした実例があり、また、自らの活動に伴つて排出されるゴミの処理を「事業者」の責務と定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の立場にたつて、さらには長年に及ぶゴミ手数料の未払いによる地方財政への圧迫の解消を真剣に考えるならば、当該自衛隊基地は手数料未払いを即刻改めるべきである。防衛庁は、見解を明らかにされたい。

三 航空自衛隊築城基地の場合、防衛庁によると「行橋市外五箇町清掃施設組合廃棄物処理施設設置条例」により同基地のゴミの手数料が無料にされているという。

しかし、同条例でゴミの手数料徴収の対象外とされているのは、「関係市町」つまり行橋市、椎田町、築城町、豊津町、犀川町、勝山町である。航空自衛隊築城基地(ナイキ基地を含む。)は自衛隊のものであり、自治体を指す用語「関係市町」に含まれないことは余りにも明白である。防衛庁は、見解を明らかにされたい。

四 自治省は、前記事務次官通達で、地方財政の大幅な収支不均衡状態からの脱却を主張し、大額な収支不均衡状態からなるべきことであると指摘している。

一方、地方自治体の財政は、自治省の事務次官通達(昭和五十八年度地方財政の運営について)でも「今後とも歳入の大額な自然増収は到底期待できない情勢にあり、…一層深刻さを増している」と指摘されている。

ゴミ手数料の未払いを続ける当該自衛隊基地及び同問題に關係する自治体は、自らの廃棄物の処理にかかる責務の点で、また、地方財政健全化の点でも、未払い問題の真剣な検討が改めて強く求

られる」と住民に負担を強い歲入増の方策を述べている。

ここで指摘される「使用料・手数料」の「見直し」とは、住民の手数料のみが対象とされ、自衛隊の料金などは対象とされていないのかどうか、自治省は、見解を明らかにされたい。あわせて自衛隊のゴミだけを「聖域」扱いするような自治体の手数料免除は、地方財政の現状からも是正されるべきと考えるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質一〇一第一一号  
昭和五十九年四月十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議員三浦久君提出自衛隊基地・部隊等のゴミ手数料無料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員三浦久君提出自衛隊基地・部隊等のゴミ手数料無料に関する質問に対する

答弁書

一について

自衛隊の部隊等が地方公共団体の設置したごみ処理施設を利用するに当たつて、手数料の免除を要請するような指導は行つていない。

二について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第六条第六項の規定によれば、市町村は、当該市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、条例で定めることとされており、自衛隊の部隊等から排出される一般廃棄物について、手数料を徴収することと理解している。

三について

行橋市外五箇町清掃施設組合廃棄物処理施設

設置条例(昭和五十七年行橋市外五箇町清掃施設組合条例第一号)については、第一条の規定により、航空自衛隊築城基地(同条でいう「ナイキ基地」を含む。)は、関係市町に含まれるものとして、解釈、運用されていると理解している。

四について

団体事務に係る使用料・手数料について、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の規定に基づき、各地方公共団体の条例で定めることとされているが、地方財政の状況にかんがみ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務事業費の動向に即応して常に見直しを行い、引き続き適正化を図るよう指導しているところである。手数料の免除については、公平確保の観点からみて適切なものとなるよう、当該地方公共団体で判断すべきものと考へる。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る十七日、内閣から、衆議院議員菅直人君提出新石垣空港に関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十九年五月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

右  
国会に提出する。

昭和五十九年三月二十七日  
内閣総理大臣 中曾根康弘

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

いて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

### 理由

この協定は、国際連合において作成された熱帯木材に関する商品協定であつて、研究開発等の事業の実施等を通じて熱帯木材生産国の輸出収入の安定を図ることを主たる目的とするものであり、我が国がこの協定を締結することは、開発途上にある熱帯木材生産国の経済発展に協力する等の見地から有意義であると認められる。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

### 千九百八十三年の国際熱帯木材協定

#### 前文

この協定の締約国は、

国際連合総会が採択した新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立

確立に関する行動計画を想起し、

国際連合貿易開発会議がその第四回会期及び第五回会期においてそれぞれ採抲した一次産品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)及び第一百二十四号(第五回会期)を想起し、

関連地域及び生物界の生態学的均衡を維持し

つ、熱帯木材林の最適な利用を確保するため、これらの森林の適切かつ効果的な保全及び開発が重要であり、かつ、必要であることを認め、

熱帯木材が加盟国との経済にとって、特に、加盟生産国にあつてはその輸出、加盟消費国にあつてはその供給の確保にとって重要なことを認め、

熱帯木材経済が直面している問題の解決を見いだすため加盟生産国と加盟消費国との間の国際協力を構組みを設立することと希望して、

次のとおり協定した。

### 千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

#### 第一章 目的

##### 第一条 目的

千九百八十三年の国際熱帯木材協定(以下「この協定」という。)の目的は、国際連合貿易開発会議が採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)及び第一百二十四号(第五回会期)に定める目的で関連を有するものを達成し、あわせて加盟生産国及び加盟消費国との双方の利益を図るため、並びに自國の天然資源に対する加盟生産国の主権を留意して、次のとおりとする。

(a) 热帯木材経済に関連するすべての側面についての熱帯木材の加盟生産国と加盟消費国との間の協力及び協議のため効果的な枠組みを提供すること。

(b) 热帯木材の国際貿易の拡大及び多様化並びに熱帯木材市場の構造上の状況の改善を促進すること。この場合において、消費が長期的に増大するよう及び供給が継続するよう考慮し、また、価格が生産者にとって採算がとれ、かつ、消費者にとって公平であるよう及び市場への進出の機会が改善されるよう考慮するものとする。

(c) 森林經營及び木材利用を改善するため、研究及び開発を促進し及び支援すること。

(d) 国際熱帯木材市場のより一層の明瞭性を確保するため市場情報を改善すること。

(e) 加盟生産国工業化を促進するため、また、それにより当該加盟生産国が輸出収入を増加させるため、当該加盟生産国における熱帯木材の加工の増進及び加工度の向上を奨励すること。

(f) 産業用熱帯木材の造林及び森林經營活動を支援し及び発展させるよう加盟国を奨励する

(g) 加盟生産国が輸出する熱帯木材の販売及び流通を改善すること。

(h) 热帯林及びその遺伝資源の持続的利用及び保全並びに関連地域の生態学的均衡の維持を

#### 目的とした国内政策の発展を奨励すること。

##### 第二章 定義

###### 第一条 定義

この協定の適用上、

「熱帯木材」とは、北回帰線と南回帰線との間に位置する国において生育し又は生産される非球果類の木材であつて産業用に使用するものをいい、丸太、製材、单板及び合板を含む。熱帯原産の球果類の木材をある程度含む合板も、この定義に含まれる。

(2) 「加工度の向上」とは、丸太を全部又はほとんど全部が熱帯木材から成る一次木材製品、半製品及び完成品に加工することをいう。

(3) 「加盟国」とは、この協定が暫定的に効力を有しているか確定的に効力を有しているかにかかわらず、この協定によつて拘束されることに同意した政府又は第五条に規定する政府間機関をいう。

(4) 「加盟生産国」とは、熱帯森林資源を有する国若しくは数量において熱帯木材の純輸出国である国であつて、付表Aに掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯森林資源を有する国若しくは数量において熱帯木材の純輸出国である国であつて、同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会がその締約国となる国との同意を得て加盟生産国であると宣言したものと/or。

(5) 「加盟消費国」とは、付表Bに掲げられ、かつ、この協定の締約国となる国又は同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会がその締約国となる国との同意を得て加盟消費国であると宣言した国をいう。

(6) 「機関」とは、次条の規定により設立される国際熱帯木材機関をいう。

(7) 「理事会」とは、第六条の規定により設置される国際熱帯木材理事会をいう。

(8) 「特別多数票」とは、出席しきつ投票する加盟国

しかつ投票する加盟消費国の投する票の六十パーセント以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟生産国の半数以上及び出席しかつ投票する加盟消費国の半数以上がこれららの数の票を投ずることを条件とする。

(9) 「区分ごとの単純過半數票」とは、出席しかつ投票する加盟生産国の投する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟消費国の投する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

(10) 「会計年度」とは、一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。

#### 目的とした国内政策の発展を奨励すること。

##### 第三章 組織及び運営

###### 第三条 國際熱帯木材機関の設立、本部及び構成

1 この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、この協定により国際熱帯木材機関を設立する。

2 機関は、第六条の規定により設置される国際熱帯木材理事会、第二十四条に規定する委員会その他補助機関並びに事務局長及び職員によってその機能を営む。

3 理事会は、その第一回会期において、機関の本部の所在地を決定する。

4 機関の本部は、常に、加盟国領域に置く。

5 機関の加盟国は、

(a) 加盟生産国

(b) 加盟消費国

(c) 政府間機関

(d) 第五条の規定により設置される

機関

機関の加盟国は、

(a) 加盟生産国

(b) 加盟消費国

(c) 政府間機関

(d) 第五条の規定により設置される

機関

機関の加盟国は、

(a) 加盟生産国

(b) 加盟消費国

(c) 政府間機関

(d) 第五条の規定により設置される

機関

機関の加盟国は、

(a) 加盟生産国

(b) 加盟消費国

(c) 政府間機関

(d) 第五条の規定により設置される

機関

機関の加盟国は、

(a) 加盟生産国

(b) 加盟消費国

(c) 政府間機関

(d) 第五条の規定により設置される

機関

機関の加盟国は、

(a) 加盟生産国

(b) 加盟消費国

(c) 政府間機関

(d) 第五条の規定により設置される

機関

経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任能力を有するその他の政府間機関を含む。したがつて、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。

1 の政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投する。この場合には、当該政府間機関は、各自の投票権行使することができない。

#### 第四章 国際熱帯木材理事会

##### 第六条 国際熱帯木材理事会の構成

- 1 機関の最高機関は、国際熱帯木材理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。
- 2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会期に出席する代表代理及び顧問を指名することができる。
- 3 代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において代表に代わって行動し及び投票する権限を与えられる。

第七条 理事会の権限及び任務

- 1 理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限を行使し及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。
- 2 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要な規則（理事会の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。）を採択する。会計に関する規則は、特に、運営勘定及び特別勘定の資金の収入及び支出を規定する。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行

うための手続を定めることができる。

3 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管する。

##### 第八条 理事会の議長及び副議長

1 理事会は、各暦年につき、議長及び副議長各一人を選出する。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。

2 議長及び副議長のいずれか一方は加盟生産国の代表のうちから、他方は加盟消費国の代表のうちから選出される。これらの職は、両区分の加盟国に毎年交互に振り当てる。ただし、例外として、千票つつを有する。

3 議長は、加盟生産国は、それぞれ総体として、千票つつを有する。

4 加盟生産国は、次とのおり配分する。

(a) 四百票は、アフリカ、アジア・太平洋及びラテン・アメリカの三生産地域の間で平等地に配分する。このようにしてこれらの各地域に配分された票は、当該地域の加盟生産国との間で平等に配分する。

(b) 三百票は、加盟生産国との間で、すべての加盟消費国との区分のうち該当する区間に属する。

(c) 三百票は、加盟生産国との間で、確定的な数字を入手することのできる最近の三年間の各加盟生産国との熱帯森林資源の純輸出額の平均に比照して配分する。

5 加盟生産国は、その規定に従つて計算されアフリカ地域の加盟生産国に配分されたすべての票は、アフリカ地域のすべての加盟生産国との間で平等に配分する。残余の票がある場合には、当該残余の各票は、次のとおりアフリカ地域の加盟生産国に配分する。まず、2の規定に従つて行われた計算により最大の票数を配分された加盟生産国に配分し、次に、二番目に多い票数を配分された加盟生産国に配分する。残余の票の配分は、このようにして、すべての票が配分されるまで行われる。

6 加盟消費国は、次とのおり配分する。

7 機関の加盟国に変動がある場合又は加盟国は他の加盟消費国に対し、自國の責任において、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自國の利益を代表し及び自國の票を投することを委託することができる。

8 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。

9 第十二条 理事会の決定及び勧告

1 加盟国は、自國の有するすべての票を投する権利を有するが、投票に当たり票を分割してはならない。もつとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自國の有する票と別個に投ずることができる。

2 加盟生産国は他の加盟生産国に対し、また、加盟消費国は他の加盟消費国に対し、自國の責任において、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自國の利益を代表し及び自國の票を投することを委託することができる。

3 加盟国は、棄権したときは、投票しなかつたものとみなす。

4 第十二条 理事会の決定及び勧告

1 理事会は、意見の一一致によつて、すべての決定及び勧告を行うよう努める。意見の一一致を得ることができない場合には、理事会は、この協定が特別多数票による議決で行うことを定めている場合を除くほか、区分ごとの單純過半數票

により生ずる追加の費用を支弁する。

5 会期の通知及び会期における議題は、少なくとも六週前に事務局長が加盟国に送付する。ただし、緊急の場合には、通知は、少なくとも七日前に送付する。

6 理事会は、各会計年度の第一回会期の始めに、この条の定めるところにより当該会計年度について票を配分する。配分は、7に定める場合を除くほか、当該会計年度の残余の期間効力を有する。

7 機関の加盟国は、その権限の範囲内での投票権がこの協定の定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条の定めるところにより、影響を受ける加盟国との区分内で票を再配分する。この場合には、理事会は、票の再配分が効力を生ずる時期を決定する。

8 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。

9 第十三条 理事会の投票手続

1 加盟国は、自國の有するすべての票を投する権利を有するが、投票に当たり票を分割してはならない。もつとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自國の有する票と別個に投ずることができる。

2 加盟生産国は他の加盟生産国に対し、また、加盟消費国は他の加盟消費国に対し、自國の責任において、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自國の利益を代表し及び自國の票を投することを委託することができる。

3 加盟国は、棄権したときは、投票しなかつたものとみなす。

4 第十四条 理事会の決定及び勧告

1 理事会は、意見の一一致によつて、すべての決定及び勧告を行うよう努める。意見の一一致を得ることができない場合には、理事会は、この協定が特別多数票による議決で行うことを定めている場合を除くほか、区分ごとの單純過半數票

1 加盟国は、本部以外の場所で会議を開催する

2 该加盟国は、本部以外の場所で会議を開催する

3 千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求める件及び同報告書

による議決で、すべての決定及び勧告を行う。

2 加盟国が前条2の規定を適用して理事会の会合において投票した場合には、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席しかつ投票したものとみなす。

### 第十三条 理事会の定足数

1 理事会のいかなる会合においても、過半数の加盟生産国であつて加盟生産国の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟消費国であつて加盟消費国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。

2 理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、会期のその後の日においては、過半数の加盟生産国であつて加盟生産国の総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。

3 第十一条2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなす。

### 第十四条 他の機関との協力及び調整

1 理事会は、国際連合及びその諸機関(例えは、国際連合貿易開発会議(UNCTAD)、国際連合工業開発機関(UNIDO)、国際連合環境計画(UNEP)、国際連合開発計画(UNDP)及び国際貿易センター(ITEC)、国際連合食糧農業機関(FAO)その他の国際連合の適当な専門機関並びに適当な政府間機関、政府機関又は非政府機関との協議又は協力のため、適當なすべての措置をとる。

2 機関は、この協定の目的を達成するための努力の重複を避け、既存の政府間機関、政府機関又は非政府機関の活動の補完性及び効率を高めるため、可能な最大限の範囲において、これらの機関の便宜、役務及び専門的知識を利用する。

第十五条 オブザーバーの参加

理事会は、熱帯木材に関心を有する非加盟国又

は前条、第二十条若しくは第二十七条に規定する諸機関に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

### 第十六条 事務局長及び職員

1 理事会は、特別多数票による議決で、事務局長を任命する。

2 事務局長の任用の条件は、理事会が定める。

3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従つたこの協定の運用及び実施につき、理事会に対して責任を負う。

4 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、第一回会期において、特別多数票による議決で、事務局長が任命することのできる行政職員及び専門職員の数を決定する。その数の変更は、特別多数票による議決で、理事会が決定する。職員は、事務局長に対して責任を負う。

5 事務局長及び職員は、熱帯木材産業、熱帯木材の取引その他熱帯木材に關係する商業活動につきかかる金銭上の利害關係も有してはならない。

6 事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、いかなる加盟国にも又は機関以外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長及び職員は、理事会に対する最終的に責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控える。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性格を尊重するものとし、これらの者に對してその責任の遂行について影響を及ぼそうとしてはならない。

### 第五章 特権及び免除

#### 第十七条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

2 機関は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、機関並びに事務局長、職員及び専門

家並びに加盟国の代表の地位、特権及び免除で

あつてこれらの方の遂行のため必要とされるものに関する協定(以下「本部協定」という。)を機関の本部が置かれる国の政府(以下「接受政

府」という。)と締結するよう努める。

2 理事会は、各会計年度の終了前に、次の会計までの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、收入その他の財産に対する課税を接受政府の国の法令の範囲内で免除するよう接受政府に要請する。

3 機関は、また、理事会の承認の下に、この協定の機能を適正に實現するために必要な能力、特権及び免除に関する取扱を他の国と締結することができる。

4 機関は、本部が他の加盟国に移転する場合に、当該他の加盟国は、理事会の承認の下に、機関とできる限り速やかに本部協定を締結する。

5 機関の本部が、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) 機関の本部が接受政府の國から移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

6 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) 機関の本部が接受政府の國から移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

### 第六章 会計

#### 第十八条 勘定

1 機関に、次の二つの勘定を置く。

(a) 運営勘定

(b) 特別勘定

2 事務局長は、これらの勘定の管理につき責任を負う。理事会は、必要な手続規則を作成する。

### 第十九条 運営勘定

1 この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、3から5までに定めるところによりその額が決定され、かつ、各加盟国の

次分担金により支弁する。

2 理事会、第二十四条に規定する委員会その他の機関に出席する代表団の費用は、関係加盟機関が支弁する。加盟国が機関からの特別の役務を要請する場合は、理事会は、当該加盟国に

対し当該役務に要する費用の負担を要求する。

3 理事会は、各会計年度の終了前に、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に保る各加盟国に分担金の額を決定する。

4 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算が承認される時点におけるすべての加盟国の中の合計に対する当該加盟国の中の割合に比例するものとする。分担金の額の決定に當たつては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の中の投票権の停止又はこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

5 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の中の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時ににおける会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の中の分担金の額は、変更しない。

6 最初の運営予算に係る分担金の支払の義務は、第一回会期において理事会の定める日に生ずる。その後の運営予算に係る分担金の支払の義務は、各会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に機関に加盟した加盟国の中の当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、加盟国となつた日に生ずる。

7 加盟国が6の規定による分担金の支払の義務の生ずる日の後四箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払つていなければ、事務局長は、当該加盟国に對しできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払つてない場合には、当該加盟国は、支払うことができない理由の説明を要請される。分担金の支払の



		官 報 (号外)	
2	(a) 経済情報及び市場情報に関する委員会 (b) 造林及び森林經營に関する委員会 (c) 林産業に関する委員会	2 理事会は、特別多数票による議決で、適当かつ必要と認めるその他の委員会及び補助機関を設置することができる。 3 1及び2に規定する委員会及び補助機関は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。委員会及び補助機関の会合は、理事会が招集する。	
4 各委員会への参加は、すべての加盟国に開放される。委員会の手続規則は、理事会が決定する。	4 各委員会への参加は、すべての加盟国に開放される。委員会の手續規則は、理事会が決定する。		
5 第二十五条 委員会の任務	1 経済情報及び市場情報に関する委員会の任務は、次のとおりとする。 (a) 機関が必要とする統計その他の情報の入手の可能性及び質を検討すること。 (b) 國際熱帯木材貿易の状況を把握するため付表Cで確定した統計資料及び特定の指標を分析すること。 (c) 國際熱帯木材市場並びにその現状及び短期の見通しを絶えず検討すること。 (d) 热帯木材に関する適切な研究(国際熱帯木材市場の長期の見通しを含む。)の必要性及び性質に関し理事会に勧告を行い、また、理事会が委託する研究の状況を把握し及び検討すること。 (e) 理事会がこの委員会に委任する熱帯木材の他の任務を遂行すること。 (f) 加盟生産国の関連する統計業務を改善するため、当該加盟生産国に対する技術協力の供与を助けること。		
6 各委員会は、この分野において行われている活動の状況	2 造林及び森林經營に関する委員会の任務は、 3 次のとおりとする。 (a) 産業用熱帯木材の生産のための造林及び森林經營に對して国内的及び国際的に行われる支援及び援助を定期的に検討すること。 (b) 造林及び森林經營のための国内事業計画に対する技術援助の増大を奨励すること。 (c) 造林及び森林經營のための資金調達の要請を評価し、すべての可能な資金源を確定すること。 (d) 農業用熱帯木材の国際貿易の将来における必要性を常に検討し、その検討に基づき、造林及び森林經營の分野における適当かつ可能な計画及び措置を確定し及び検討すること。 (e) 権限のある機関の援助を得て、造林及び森林經營の分野における知識の移転を助長すること。 (f) これらの活動を、造林及び森林經營の分野における協力をため、例えば、国際連合食糧農業機関、国際連合環境計画、世界銀行、地域銀行その他の機関が進めているとする。		
7 各委員会は、この分野において行われている活動の状況	3 これらは、これらの活動を、造林及び森林經營の分野における協力をため、例えば、国際連合食糧農業機関、国際連合環境計画、世界銀行、地域銀行その他の機関が進めているとする。 (a) 加盟生産国における加工活動の発展につき加盟生産国と加盟消費国との同等の資格で行う協力を、特に、次の分野で促進すること。 (i) 技術移転 (ii) 訓練 (iii) 热帯木材の名称の標準化 (iv) 加工製品の仕様の調和 (v) 販売 (vi) 投資及び合弁事業の奨励		
8 各委員会は、この分野において行われている活動の状況	4 加盟国は、加盟国が提供する情報が熱帯木材を生産し、加工し又は販売する個人又は会社の営業上の秘密を侵すような方法で使用されないことを確保する。		
9 各委員会は、この分野において行われている活動の状況	5 第二十六条 統計、研究及び情報 1 理事会は、熱帯木材に関するすべての要素に關する最新の信頼し得る資料及び情報の入手に資するため、適当な政府間機関、政府機関又は非政府機関と緊密な関係を確立する。機関は、これらの機関と協力して、この協定の運用に必要な熱帯木材の生産、供給、貿易、在庫、消費及び市場価格並びに関連する分野に關する統計上の情報を収集し、取りまとめ及び、必要な場合には、公表する。 2 加盟国は、自國の国内法に抵触しない範囲で、理事会が要請する熱帯木材に関する統計及び情報を妥当な期間内に可能な限り提供する。 3 理事会は、世界の熱帯木材市場の動向並びに短期及び長期の問題に關する必要な研究が行われるよう措置をとる。 4 理事会は、加盟国が組織し又は強化する方針につき検討しがつ提案することの必要性並びに加盟国間、特に加盟生産国における研究開発の必要性、加盟国、特に加盟生産国との研究開発に關する活動及び能力を組織し又は強化する方法につき検討しがつ提案することの必要性並びに加盟国間、特に加盟生産国における研究開発に關するノウハウ及び技法の移転を促進することの必要性を考慮する。		
10 各委員会は、この分野において行われている活動の状況	6 第二十七条 統計、研究及び情報 1 理事会は、各暦年の終了後六箇月以内に、その活動及び評価し、また、世界の熱帯木材経済の見通し及び世界の熱帯木材経済に密接に関連する他の事項(生態学的及び環境上の側面を含む。)に関する意見を交換する。		

- 3 2の検討は、次の事項を参考として行う。
- 加盟国が提供する熱帯木材の国内生産、貿易、供給、在庫、消費及び価格に関する情報
  - 加盟国が提供する付表Cに掲げる分野に関する統計資料及び特定の指標
  - 国際連合の適切な諸機関及び適切な政府間機関、政府機関若しくは非政府機関を通じて又は直接に理事会の入手することができるその他の関連する情報
- 4 検討の結果は、理事会の審議の報告書に記載される。

#### 第十章 雜則

##### 第二十九条 苦情及び紛争

いづれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情及びこの協定の解釈又は適用に関する紛争は、理事会に対し決定のため付託される。当該苦情及び当該紛争に係る事案についての理事会の決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

##### 第三十条 加盟国的一般的義務

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するため、また、この協定の目的に反する行動をとらないようとするため、最善の努力を払い、協力する。

2 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に対する効果を有することとなる措置をとることを差し控えるよう努める。

##### 第三十一条 義務の免除

1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急の事態又は不可抗力のため加盟国がこの協定上の義務を免除する必要がある場合において、義務の履行が不可能であることに関する当該加盟国の説明を認めたりきは、特別多数票による議決で、当該義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づく加盟国の義務の

- 3 2の検討は、次の事項を参考として行う。
- 加盟国が提供する熱帯木材の国内生産、貿易、供給、在庫、消費及び価格に関する情報
  - 加盟国が提供する付表Cに掲げる分野に関する統計資料及び特定の指標
  - 国際連合の適切な諸機関及び適切な政府間機関、政府機関若しくは非政府機関を通じて又は直接に理事会の入手することができるその他の関連する情報

由を明示する。

#### 第三十二条 特別の救済措置及び特別措置

- 1 開発途上加盟輸入国は、この協定の下でどちらに加入することができる場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。

#### 第三十三条 特別の救済措置及び特別措置

- 1 国際連合貿易開発会議決議第九十三号（第四回会期）III-3及び4に定めるところにより適当な特別の救済措置をとることを検討する。
- 2 国際連合が定義する後発開発途上国に属する加盟国は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号（第四回会期）III-3及び4に定めるところにより適当な特別の救済措置をとることを検討する。
- 3 第八十二項に定めるところにより理事会に対し、特別措置をとるよう申請することができる。

#### 第十一章 最終規定

- 1 國際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

##### 第三十四条 署名、批准、受諾及び承認

1 この協定は、千九百八十四年一月二日から効力発生の日の後一箇月が経過するまで、国際連合本部において、千九百八十三年の熱帯木材に関する国際連合会議に招請された政府による署名のために開放しておく。

2 1に規定する政府は、次のいづれかのことを行うことができる。

(a) この協定に署名する際に、署名によってこの協定に拘束されることに同意する旨の宣言を行うこと（確定的な署名）。

(b) この協定に署名した後、寄託者に批准書、受諾書又は承認書を寄託することによつて批准し、受諾し又は承認すること。

- 1 この協定は、理事会の定める条件に基づくす

べての国の政府による加入のために開放してお

む。もつとも、理事会は、この条件に定める期限までに加入することができない政府に対し、

加盟の要件が千九百八十五年四月一日までに満

たされなかつた場合には、第三十四条2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し若しくは承認し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府が実行可能な最

早い時に会合しこの協定の全部又は一部をこ

れらの政府の間で暫定的に発効させるか又は確

定期的に発効させるかを決定するため、これらの政府を招集する。この協定をこれらの政府の間

で暫定的に発効させることを決定した場合には、これらの政府は、事態を検討するため隨時

会合し、この協定をこれらの政府の間で確定的に発効させるか確定的に発効させないかを決定することができる。

#### 第三十五条 加入

定的に効力を生ずる。

3 國際連合事務総長は、1又は2に定める効力発生の要件が千九百八十五年四月一日までに満たされなかつた場合には、第三十四条2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾

する旨を寄託者に通告した政府が実行可能な最

早い時に会合しこの協定の全部又は一部をこ

れらの政府の間で暫定的に発効させるか又は確

定期的に発効させるかを決定するため、これらの政府を招集する。この協定をこれらの政府の間

で暫定的に発効させることを決定した場合には、これらの政府は、事態を検討するため隨時

会合し、この協定をこれらの政府の間で確定的に発効させるか確定的に発効させないかを決定することができる。

#### 第三十六条 暫定的適用の通告

この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によって定められているが加入書を寄託するとのできない政府は、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。

#### 第三十七条 効力発生

1 この協定は、付表Aに掲げるところにより総票数の五十五パーセント以上を有する十二以上の生産国（政府及び付表Bに掲げるところにより総票数の七десятパーセント以上を有する十六以上の消費国）の政府が、第三十四条2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し若しくは承認し又は第三十五条の規定に基づき加入した場合には、千九百八十四年十月一日又はその後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。

2 この協定が千九百八十四年十月一日に確定的に行われた場合には、千九百八十四年十月一日又はその後の六箇月以内のいずれかの日に、付表Aに掲げるところにより総票数の五十パーセン

ト以上を有する十以上の生産国（政府及び付表Bに掲げるところにより総票数の六十五パーセント以上を有する十四以上の消費国）の政府が、

第三十四条2の規定に基づき、確定的な署名を行ひ、批准し、受諾し若しくは承認し又は前条の規定に基づきこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した場合には、同年十月一日又は当該その後の六箇月以内のいずれかの日に暫

#### 第三十八条 改正

1 理事会は、特別多数票による議決で、加盟国に對しこの協定の改正を勧告することができる。

2 理事会は、加盟国が寄託者に對して改正の受諾を通告する期限について定める。

#### 第三十九条 改正

3 改正は、三分の二以上の加盟生産国であつて加盟生産国（総票数の八十五パーセント以上を有するもの及び三分の二以上の加盟消費国）であつて加盟消費国（総票数の八十五パーセント以上を有するものから寄託者が受諾の通告を受領した後九十日で、効力を生ずる。

4 改正の効力発生の要件が満たされた旨を寄託者に通報した後は、理事会の定める期

昭和五十九年四月十九日 衆議院会議録第十九号

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六八四

C その他の関連する特定の情報	B 特定の補足的な資料及び指標 (熱帶木材の短期の需給を示すことができるもの)	付表C 國際熱帶木材貿易の状況を把握するために必要であることが確定した統計資料及び特定の指標(注)	
		加盟生産国から	加盟消費国から
	A 基礎的月間資料 (主要な熱帶木材貿易の流れを定期的に把握するためのもの)	輸出量(額) (製品別、樹種別、仕向地別 その他入手可能な関連事項別のもの)	輸入量(額) (製品別、樹種別、原産地別 その他入手可能な関連事項別のもの)
	B 本船渡し価格の平均価格 (主要な貿易の流れを代表する特定の製品及び樹種についてのもの)	保険料及び運賃込み価格の平均価格 (主要な貿易の流れを代表する特定の製品及び樹種についてのもの)	
	C 船積地での在庫の定期的評価 (可能な場合には中間地点での在庫の定期的評価)	陸揚地での在庫の定期的評価 (可能な場合には中間地点での在庫の定期的評価)	
	D 輸出割当て—貿易振興措置 (森林からの産業用木材の伐採・搬出運賃)	木材製品の輸出及び再輸出 (建築活動、住宅着工、住宅金利融資)	木材製品の輸出及び再輸出 (建築活動、住宅着工、住宅金利融資)
	E 関税及び非関税的障害の変更 (気象上の障害—自然災害)	査定分野における最終用途の調査	査定分野における最終用途の調査

ベルギー＝ルクセンブルグ	二一	ジヨルダン
デンマーク	二二	マルタ
フランス	二三	ニューギニア
ドイツ連邦共和国	五六	ノールウェー
ギリシャ	五四	大韓民国
アイルランド	一四	スペイン
イタリア	一二	スウェーデン
オランダ	四五	スイス
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	三五	トルコ
フィンランド	一一	ソヴィエト社会主義共和国連邦
イラク	一〇	アメリカ合衆国
イスラエル	一一	ユーロースラヴィア
日本国	一一	総計

D 一般的経済指標及び情報 (国際(熱帶)木材貿易に直接的又は間接的に影響を及ぼすもの)	国内的又は国際的な経済及び財政指標であつて公に入手可能なかつ関連するもの(例えば国民総生産、為替相場、利率、インフレーション率、交易条件)
	国際熱帶木材貿易に影響を及ぼす国内的又は国際的政策及び措置

注 この付表は、千九百八十三年三月二十九日の熱帶木材に関する国際連合会議の執行委員会において達成された意見の一一致により附加したものである。
千九百八十三年の国際熱帶木材協定の締結について承認を求める件に関する報告書
本件の要旨及び目的
本協定は、昭和五十一年の第四回国際連合貿易開発会議総会において採択された「一次產品総合計画」に基づき交渉が行われた結果、昭和五十八年十一月十八日にジネーヴで開催された熱帶木材に関する国際連合会議において採択されたものである。
本協定の主な内容は次のとおりである。
1 本協定は、「研究開発」「市場情報」「生産国における加工度の向上」と並びに「造林及び森林経営」の分野における加盟生産国と加盟消費国との間の協力の促進を通じ、熱帶木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、熱帶木材生産国の輸出収入の安定及び消費国への供給の安定を確保することを目的とする。
2 本協定を適用し、その実施を監視するため、国際熱帶木材機関(以下「機関」という)を設立し、機関の最高機関である理事会等によつてその必要な任務を遂行すること。
3 本協定の運用に要する費用は、加盟国の年次分担金によつて賄い、事業に係るすべての費用は、一次産品のための共通基金の第二勘定、地域金融機関及び国際金融機関等から調
達することができる。
4 事業は、加盟国が事業計画案を機関に提出し、機関は、共通基金の第二勘定の制度を十分利用すること。
なお、本協定は、付表Aに掲げるところにより総票数の五十五パーセント以上を有する十二以上の生産国(政府及び付表Bに掲げるところにより総票数の七十七パーセント以上を有する六以上の消費国)は政府が、確定的な署名を行い、批准し、受諾し若しくは承認し、加入した場合には、千九百八十四年十月一日又はその後のいずれかの日に確定的に効力を生ずることになつている。
よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。
二 本件の議決理由
本協定を締結することは、熱帶木材の消費国である我が国にとって利益をもたらすとともに、開発途上にある熱帶木材生産国(の)の経済発展に協力する等の見地から有意義であると認め、



## 第十三条 用語

この条約は、ひとしょく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

## 第十四条 批准及び受諾

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の加盟国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され又は受諾されなければならない。

2 批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。

## 第十五条 加入

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非加盟国で同機関の執行委員会が招請するすべての国による加入のために開放しておく。

2 加入は、国際連合教育科学文化機関事務局長に加入書を寄託することによつて行う。

## 第十六条 効力発生

この条約は、三番目の批准書、受諾書又は加入書が寄託された日の後十二箇月で、その寄託の日以前に批准書、受諾書又は加入書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、批准書、受諾書又は加入書を寄託する他の国については、その批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後十二箇月で効力を生ずる。

## 第十七条 条約の適用地域

いづれの締約国も、批准、受諾若しくは加入の際に又はその後いつでも、国際連合教育科学文化機関事務局長にあてた通告により、自國が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができる。この通告は、その受領の日の後十二箇月で効力を生ずる。

## 第十八条 廃棄

1 締約国は、自国について又は自國が国際関係について責任を有する領域について、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。

3 廃棄は、廃棄書の受領の後十二箇月で効力を生ずる。

生ずる。

## 第十九条 通告

国際連合教育科学文化機関事務局長は、同機関並びに加盟国及び第十五条に定める同機関の非加盟国並びに国際連合に対し、第十四条及び第十五条に規定するすべての批准書、受諾書及び加入書の寄託並びに前二条にそれぞれ規定する通告及び廃棄を通報する。

## 第二十条 条約の改正

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総会において改正することができる。その改正は、改正条約の当事国となる国のみを拘束する。

2 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、批准、受諾又は加入のためのこの条約の開放は、この改正条約が効力を生ずる日に終止する。

## 第二十一条 登録

この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。

## 総会議長

ジャン・ベルトワ

## 事務局長

ルーサー・H・エヴァンス

と。

なお、本条約は、昭和三十六年十一月二十三日に効力を生じており、我が國の受諾書が国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託された日の後十二箇月で、我が国について効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

## 出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求める件に関する報告書

## 本件の要旨及び目的

本条約は、昭和三十三年五月、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の主催で開催された出版物の国際交換のための新条約の準備に関する政府間特別委員会で条約案が作成され、同年十二月パリで開催された第十二回ユネスコ総会において採択されたものである。

本条約は、政府機関及び非常利的な非政府団体の間の出版物の国際交換を奨励し、かつ、容易にすることを目的とするものであり、その主要内容は次のとおりである。

1 この条約が対象とする出版物は、教育的、法律的、科学技術的、文化的又は情報的な性質を有する書籍、新聞、定期刊行物等の出版物並びに国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約が対象とする出版物とすること。

2 締約国は、出版物の交換を、国の交換機関又は中央交換当局に委任することができると。

3 出版物の送付は、関係当事者間で直接に又は交換当局を通じて行うことができるが、交換当局を通じて行われる場合には、締約国は目的地までの費用を負担すること。

4 締約国は、交換当局が最も有利な運送条件で送付することができるよう、必要な措置をとり、また、交換される資料について関税を免除し、かつ、通関上最も有利な待遇を与えること。

と。

なお、本条約は、昭和三十六年十一月二十三日に効力を生じており、我が國の受諾書が国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託された日の後十二箇月で、我が国について効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

本条約を締結することは、我が国における出版物の国際交換に寄与するとともに、この分野における国際協力を積極的な貢献を行ふ見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十九年四月十八日

衆議院議長 福永 健司殿

外務委員長 中島源太郎

内閣総理大臣 中曾根康弘

国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

昭和五十九年三月二十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて千九百五十八年十二月五日に閉会を宣言されたその第十二回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百五十八年十二月五日署名した。

5 締約国は、条約の運用に関して、ユネスコに技術上の援助を要請することができるこ

この条約は、国家間における公の出版物及び政府の交換に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

府の文書の交換を促進することを主たる目的とするものであり、我が国がこの条約を締結することは、我が国と諸外国との間の公の出版物及び政府の文書の交換の発展に寄与するとともに、この分野における国際協力に積極的な貢献を行うとの見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

#### 国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約

国際連合教育科学文化機関の総会は、千九百五十八年十一月四日から十二月五日までパリにおいてその第十回会期として会合し、

出版物の国際交換の発展が、世界の諸国民の間の思想及び知識の自由な交流に欠くことのできないものであると確信し、

国際連合教育科学文化機関憲章が出版物の国際交換に与える重要な性質を考慮し、

千九百十六年三月十五日に、プラッセルで作成された公文書並びに科学的及び文学的出版物の国際交換のための条約及び公報並びに議会の年報及び文書の直接交換に関する条約並びに出版物の交換のための各種の地域的取極に定められている公の出版物の交換のための諸規定を認識し、

国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する新しい国際条約の必要性を認め、

同会期の議事日程の第十五議題第四項1である国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する諸提案を受け、

総会の第九回会期において、これらの提案が国

際条約として国際的な規律の対象となるべきことを決定して、

この条約を千九百五十八年十二月三日に採択す

第一条 公の出版物及び政府の文書の交換

締約国は、自国の公の出版物及び政府の文書を

この条約の規定に従つて相互主義に基づき交換する意思を表明する。

#### 第二条 公の出版物及び政府の文書の定義

1 この条約の適用上、次のものは、国の政府當

局の命令により、かつ、その経費で作成される場合には、公の出版物及び政府の文書とみなす。

議会の文書、報告書及び議事録その他の立

#### 法上の文書

中央統治機関、連邦統治機関及び地域的統治機関の行政上の出版物及び報告書

国内出版物の目録、国の要覧、法律集及び裁判所の判決集

合意されるその他の出版物

2 もつとも、この条約の適用上、締約国は、交換資料とする公の出版物及び政府の文書を決定することができる。

3 この条約は、秘密の文書、回章及び他の公表されていらない文書については、適用しない。

第三条 二国間取極

締約国は、適当と認めるときはいつでも、この条約を実施するため及びこの条約の適用から生ずる共通の関係事項を規律するため、二国間取極を締結する。

#### 第四条 国の交換当局

1 締約国においては、国の交換機関又は、この

ような機関が存在しない場合には、このために指定される一又は二以上の中央当局が交換の任務を遂行する。

#### 第五条 交換のための出版物の目録及び数量

送付を行う交換当局又はその指名する受取人に対する意思を表明する。

合意には、公の出版物及び政府の文書とみなす。

その目録及び数量は、締約国の交換当局の間の取決めによつて修正することができる。

#### 第六条 送付の方法

1 この条約の適用上、次のものは、

送付は、交換当局又はその指名する受取人に対して直接行うことができる。送品明細表を作成する方法は、交換当局の間で合意することができ

る。

#### 第七条 運送に要する費用

送付を行う交換当局又は別段の合意がない限り、目的地までの送付の費用を負担する。ただし、海上運送については、到着港の税關までの包装費及び運送費のみを支払う。

#### 第八条 運送料及び運送条件

締約国は、運送方法が郵便、道路、鉄道、河川若しくは海上の運送、航空郵便又は航空貨物便のいずれによるかを問わず、交換当局が最も有利な現行の運送料及び運送条件の利益を受けることを確保するため必要なすべての措置をとる。

#### 第九条 関税上その他の便宜

締約国は、自国の交換当局に対し、この条約又は

その実施に関する取極に基づいて輸入され及び輸出される資料について関税を免除し、かつ、通関上その他の便宜に関し最も有利な待遇を与える。

#### 第十条 交換の国際的調整

締約国は、国際連合教育科学文化機関憲章によ

り国際連合教育科学文化機関に課される交換の国際的調整に関する任務の遂行について同機関を援助するため、この条約の適用に関する年次報告及び第三条の規定に従つて締結した二国間取極の写しを同機関に送付する。

#### 第十一条 情報及び調書

国際連合教育科学文化機関は、前条の規定によ

り締約国から受領した情報と公表し並びにこの条約の運用に関する調書を作成し及び公表する。

#### 第十二条 加入

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非

加盟国で同機関の執行委員会が招請するすべての国による加入のために開放しておく。

#### 第十三条 従前の取極との関係

この条約は、締約国が国際取極により既に負つてゐる義務に影響を及ぼすものではない。この条約は、現行の取極に基づいて行われる交換と重複して交換を行うことを要求するものと解してはならない。

#### 第十四条 用語

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

#### 第十五条 批准及び受諾

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の加盟国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され又は受諾されなければならない。

2 批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。

#### 第十六条 加入

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非

加盟国で同機関の執行委員会が招請するすべての国による加入のために開放しておく。

#### 第十七条 効力発生

この条約は、二番目の批准書、受諾書又は加入書が寄託された日の後十二箇月で、その寄託の日以前に批准書、受諾書又は加入書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、批准書、受諾書又は加入書を寄託する他の国については、その批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十八条 条約の適用地域

いすれの締約国も、批准、受諾若しくは加入の際に又はその後のいつでも、国際連合教育科学文化機関事務局長にあてた通告により、自國が国際連合機関について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができます。この通告は、その受領の日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十九条 廃棄

1 締約国は、自國について又は自國が国際関係について責任を有する領域について、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。

3 廃棄は、廃棄書の受領の後一二箇月で効力を生ずる。

第二十条 通告

国際連合教育科学文化機関事務局長は、同機関の加盟国及び第十六条に定める同機関の非加盟国並びに国際連合に対し、第十五条及び第十六条を規定するすべての批准書、受諾書及び加入書の寄託並びに前二条にそれぞれ規定する通告及び廃棄を通報する。

第二十一条 条約の改正

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総会において改正することができる。その改正とは、改正条約の当事国となる国のみを拘束するものである。

2 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、批准、受諾又は加入のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終止する。

第二十二条 登録

この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合憲章第二百二条の規定に基づつて、国際連合事務局に登録する。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、  
パリで開催されて千九百五十八年十二月五日に閉  
会を宣言されたその第十回会期において、正當に  
採択して条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百五十八年十  
二月五日に署名した。

総会議長  
ジャン・ベルトラン

事務局長  
ルーサー・H・エヴァンス

本件の要旨及び目的

本条約は、昭和三十三年五月、国際連合教育  
科学文化機関(ユネスコ)の主催で開催された出  
版物の国際交換のための新条約の準備に関する  
政府間特別委員会で条約案が作成され、同年十一  
月二日パリで開催された第十回ユネスコ総会にお  
いて採択されたものである。

本条約は、国家間における公の出版物及び政  
府の文書の交換を促進することを目的とするも  
のであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、議会の立法上の文書、政府の行  
政上の出版物等を相互主義に基づいて交換す  
ること。

2 出版物等の交換は、国の交換機関又は指定

3 機関及び当局に文書の送付は、その指名する受取人に対し直接行うことができる、また、送付を行う交換当局は、目的地までの費用を負担すること。

4 締約国は、交換当局が最も有利な運送条件で送付することができるよう、必要な措置をとり、また、交換される資料について関税を免除し、かつ、通関上最も有利な待遇を与えること。

5 締約国は、条約の運用に関するニーズに技術上の援助を要請することができるること。

なお、本条約は、昭和三十六年五月三十日に効力を生じており、我が国の受諾書が国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託された日の後十二箇月で、我が国について効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国と諸外国との間の公の出版物及び政府の文書の交換の発展に寄与するとともに、この分野における国際協力に積極的な貢献を行ふ見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものであると議決した次第である。

右報告する。

昭和五十九年四月十八日

衆議院議長 福永 健司殿

外務委員長 中島源太郎

保林整備臨時措置法の一部を改正する法律  
案  
右  
国会に提出する。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律  
保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）の一部を次のよう改正する。  
第二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「買入」を「買入れ」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。  
五 第八条第一項の特定保安林の指定に関する事項  
第三条の見出しを「（全国森林計画の変更）」に改める。  
第七条の次に次の四条を加える。  
(特定保安林の指定)  
第八条 農林水産大臣は、第二条第一項の保安林整備計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林（当該目的に即して機能することを確保するため、その区域内にある森林の全部又は一部について造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められるものに限る。）を特定保安林として指定することができる。  
2 都道府県知事は、省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の保安林を特定保安林として指定すべき旨を農林水産大臣に申請することができる。  
3 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする保安林の所在場所を管轄する都道府県知事に協議しなければならない。  
4 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
五 前三項の規定は、特定保安林の指定の解除について準用する。

昭和五十九年二月二十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

卷之三

## 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法

千九百五十八年十二月五日にパリで、総会の第  
十回会期の議長及び国際連合教育科学文化機関事  
務局長の署名を有する本書二通を作成した。これ  
らの本書は、同機関に寄託するものとし、その認  
証謄本は、第十五条及び第十六条に定めるすべて  
の国並びに国際連合に送付する。

機関及び当局に対し、交換のために必要な権限及び十分な資力を与えること。  
出版物の送付は、交換当局又はその指名する受取人に対して直接行うことができる、また、送付を行う交換当局は、目的地までの費用を負担すること。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律

十四号)の一部を次のよう改正する。

四号中「買入」を「買入れ」に改め、同項中第五号を

第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第三条の見出しを「(全国森林計画の変更)」に改  
事項

第七条の次に次の四条を加える。

## 第七条の改めの請求を加え （特定保安林の指定）

第八条 農林水産大臣は、第二条第一項の保安林の整備計画に基づき、指定の目的に即して機能・

ていいと認められる保安林（当該目的に即して機能することを確保するため、その区域内に

ある森林の全部又は一部について造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある。

と認められるものに限る。)を特定保安林として定めらる。二二がざきる。

2 都道府県知事は、省令で定めるところによ  
指定することとする。

り、当該都道府県の区域内の保安林を特定保  
林として指定すべき旨を農林水産大臣に申請す

3 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしようとすることができる。

とするときは、当該指定をしようとする保安官

の所在場所を管轄する都道府県知事に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、特定保安林の指定をした。

い。 さうして、おまえの父の死後、おまえはおまえの母の手で育てられた。

5 前三項の規定は、特定保安林の指定の解除について準用する。

昭和五十九年四月十九日 衆議院会議録第十九号

(地域森林計画の変更等)

第九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の保安林が特定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域内に森林法第五

条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつてゐる民有林があるときは、当該

地域森林計画を変更し、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項を追加して定めなければならない。

該特定保安林の区域内の民有林で当該地域森林計画の対象となるものがあるときも、同様とする。

一 造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林(以下「要整備森林」という。)の所在

二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期に関する事項

### 三 その他必要な事項

(協議の勧告)

第十条 都道府県知事は、要整備森林について前条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法に関する事項に従つて施業すべき旨の森林法第十条の五の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該要整備森林又は当該要整備森林の立木について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で都道府県知事の指定を受けたものと当該要整備森林又は当該要整備森林の立木についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

(伐採の許可の特例)

第十一條 要整備森林について第九条の規定によ

り地域森林計画に定められている施業の方法及び時期に関する事項に従つて実施される立木の伐採については、森林法第三十四条第一項の規定は、適用しない。

第一条 第二項中「三十年」を「四十年」に改める。

附則第二項中「三十年」を「四十年」に改める。

り地域森林計画に定められている施業の方法及び時期に関する事項に従つて実施される立木の伐採については、森林法第三十四条第一項の規定は、適用しない。

附則第二項中「三十年」を「四十年」に改める。

### 附 則

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう改正する。

附則第十条第三項中「昭和五十九年三月三十一日」を昭和六十一年三月三十日」に改める。

三 前項の規定による改正後の地方税法附則第十

条第三項の規定は、昭和五十九年四月一日以後の土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

四 要整備森林について地域森林計画に定める施業の方法等に従つて実施される立木の伐採については、森林法の伐採の許可是要しないこととする。

五 議案の可決理由

本案は、保安林の有する公益的機能の維持増進を図るための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十九年度国有林野事業特別会計予算法の有効期間を十年間延長するとともに、機能が低下している保安林について所期の機能の回復を図るために、保安林の機能を維持、確保するため、適切な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

四 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を十年間延長するとともに、機能が低下している保安林について所期の機能の回復を図るために、保安林の機能を維持、確保するため、適切な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

五 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和五十九年四月十八日

右報告する。

目次

第一章 総則(第一条~第六条)

第二章 貸付け、使用及び売払い(第七条~第八条の四)

第三章 分収造林(第九条~第十七条)

第四章 分収育林(第十七条の二~第十七条の六)

第五章 共用林野(第十八条~第二十四条)

昭和五十九年四月十九日 衆議院会議録第十九号 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 国有林野法の一部を改正する法律案及び同報告書

六九〇

の重要性にかんがみ、その機能を一層充実させるため本法の施行に当たつては、左記事項の実現に努めるべきである。

一 保安林の国土保全、水源涵養等公益的機能の発揮に対する国民的要請の増大に応えるため、必要な箇所への保安林の指定、造林等保安

施設の方法及び時期等を定めなければならぬこととする。

二 保安林の適切な整備を図るため、治山・林道事業及び造林、保育等についての積極的な助成措置を講ずるとともに、人工林の間伐、保育等の促進のための森林整備計画制度を積極的に活用すること。

三 保安林の機能を維持、確保するため、適切な指定施設要件の設定及び適正な施設を図り、保安林内の立木の伐採、林道の開設に当たつては作業方法等について適正を期すること。

四 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和五十九年二月二十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国会に提出する。

第一章 総則(第一条~第六条)

第二章 貸付け、使用及び売払い(第七条~第八条の四)

第三章 分収造林(第九条~第十七条)

第四章 分収育林(第十七条の二~第十七条の六)

第五章 共用林野(第十八条~第二十四条)

農林水産大臣は、機能の低下している保安林を特定保安林として指定することができる。

政府は、最近における林業生産活動の停滞によ

り森林の施業が十分に行われないため、保安林の機能が低下している状況及び保安林の果たす役割



変化及び国有林野事業の状況にかんがみ、国民の参加による国有林野の整備の促進を図るために、国有林野に分収育林制度を導入する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(+) 農林水産大臣は、国有林野について、樹木の持分の対価及び育林費用につき國以外の者に負担を求め、国がその育林を行い、伐採時の収益を国及び費用負担者が分取することを内容とする分収育林契約を締結することができるものとすること。

(+) 分収育林契約の目的たる樹木は、国と費用負担者との共有とし、その収益の分取は、樹木の持分の割合により行うものとすること。

また、共有となつた樹木については、分割請求はできないものとすること。

## 二 議案の可決理由

本案は、国民の参加による国有林野の整備を促進するとともに、生育途上にある人工林の育成のための資金の確保に資する措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 三 本案施行に要する経費

昭和五十九年度国有林野事業特別会計予算(農林水産省所管)に、国有林野事業収入のうち、分収育林収入として一億一千五百六十八万円、国有林野事業の事業実施に必要な経費のうち、分収育林事業に必要な経費として七百九十万六千円が計上されている。右報告する。

昭和五十九年四月十八日

農林水産委員長 阿部 文男  
衆議院議長 福永 健司 殿

[別紙]

国有林野法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、本法の施行に当たつては、分収育林制

度の円滑な發展に資するよう左記事項の実現に努めるべきである。

記

## 一 国有林野における分収育林制度の実施に当たつては、地元関係市町村と協調し、地元関係者

の定住条件の整備、推進のための環境づくりに寄与するよう努めること。

## 二 森林・林業について都市住民等国民の理解と協力を深めるとともに、分収育林契約の募集に當たつては、特定の法人や団体に偏ることなく多くの国民が契約できるよう努めること。

また、将来の国有林野事業の財政に支障をきたさないよう配慮すること。

多くの国民が契約できるよう努めること。

(退職手当に係る借入金等)

二 この改善期間における新たな財政措置として、一定の退職手当の財源に充てるため、借入金をすることができるよう努めること。

三 その利子の財源に充てるため、一般会計から所要の繰入れを行うことができるものとすること。

## 第四条 事業勘定においては、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、改善期間において、政令で定めるところにより、国有林野事業を行う國の經營する企業に勤務する一般職の国家公務員が退職した場合に國家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の規定に基づき支給する退職手当の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができる。

二 政府は、改善期間において、前項の規定によると、将来の国有林野事業の財政に支障をきたさないよう配慮すること。

三 分収育林の実施に当たつては、その保育及び管理について国の責任を確保するよう努めること。

四 第一項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同法第五条第二項、第七条及び第八条の規定を適用する。

## 附 則

一 本法律は、公布の日から施行する。

二 本法律は、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十九年度国有林野事業特別会計予算(農林水産省所管)の借入金のうち、退職手当の財源に充てるための借入金百四十八億九千七百万円及び一般会計より受入のうち、退職手当の借入金の利子の財源に充てるための一般会計よりの受入金九千五百三十二万二千円が計上されている。

四 國會法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

國會法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して山村農林水産大臣より、日本社会党・護憲共同提案に係る修正案については「政

府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

五 右報告する。

昭和五十九年四月十八日

衆議院議長 福永 健司 殿

農林水産委員長 阿部 文男

第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条中の「第五条第一項」の下に「及び前条第一項」を加え、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の見出しを「事業施設費の一般会計から繰入れ」に改める。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条中

一 議案の要旨及び目的

本法律は、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(+) 昭和五十三年度以降十年間改めることとし、新たな改善計画を策定することとす

ること。

二 本法律は、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(+) 昭和五十三年度以降十年間改めることとし、新たな改善計画を策定することとす

ること。

三 本法律は、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(+) 昭和五十三年度以降十年間改めることとし、新たな改善計画を策定することとす

ること。

四 本法律は、國會法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して山村農林水産大臣より、日本社会党・護憲共同提案に係る修正案については「政

府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

五 右報告する。

昭和五十九年四月十八日

衆議院議長 福永 健司 殿

農林水産委員長 阿部 文男

## 〔別紙〕

〔別紙〕国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は本法の施行に当たり、わが国の森林・林業の重要性とその中核的役割をになうべき国有林野事業の推進に当たつては、長期的総合的な展望に立つて自助改善努力はもとより構造的問題の打開策について政府全体の問題として左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一 森林資源は国民の生活向上及び国民経済の発展にとつて極めて重要な役割を果たしており、国有林野事業の使命である林産物の計画的な供給、国土の保全、水資源のかん養、良好な自然環境の保全等公益的な機能の維持増進を図るため、森林の整備拡充に必要な措置を積極的に講ずること。

二 国有林野において公益的機能を一層發揮させるため一般会計からの繰入れ等財政上の援助措置を積極的に講ずるよう努めること。

また、借入条件の改善の問題については早急に調査検討を進めること。

三 新たな改善計画の策定に当たつては、国有林野事業をめぐる構造的要因を認識し、財政措置及び一般林政等の充実強化について、策定及び実施の段階において国民各層の意見を徴し、円滑に推進するよう努めること。

四 組織機構の整備に当たつては、地方自治体及び関係団体等の意見をも踏まえつつ、地元サービスの低下をきたさないよう慎重に対処すること。

五 国有林野の森林資源を維持培養するため、不成績造林地、緊急に保育施業を要する林地、荒廃林地等の実態を把握し、不成績造林地等の解消に努めること。

六 国有林野事業の推進に当たつては、生産技術の開発、高品質材の有効、公正な販売、材価の市況調査、木材需要の開拓を推進し、収益性確

保に努めること。

七 国有林野事業の収益確保のため木材販売については、新たな販売戦略を積極的に導入し、価格評定及び契約方法等木材販売のあり方を検討しつつ適切な木材販売に努めること。

八 木材需要の拡大を推進し、国内需要動向に応じた需給安定を期するとともに、木材の輸入についての产地国との政府間協議に際しては、国産材の自給率及び利活用の向上等に配慮し、木材関連産業の積極的な振興を図ること。

九 林業労働者を将来にわたつて安定的に確保していくため林業振興策とあわせ林業所得の増大をはじめ、雇用関係の明確化、労働条件の抜本的改善、労働安全衛生及び福祉の拡充等の施策の整備充実を図るとともに、林業労働の特質を踏まえ林業従事者の経済的、社会的地位向上に努めること。

十 山村地域の森林資源を有効に活用し、林業生産活動の活性化、就労機会、所得の増大及び生産環境基盤の整備などについて市町村等を主体とし、地域の実態に即した山村・地域林業の振興等に努めること。

十一 林業事業体等の健全な育成を図ると同時に、雇用関係の明確化、労働条件等の改善を図るため、林業事業体等に対し、法令・通達にもとづく指導監督を強化し、あわせて国有林内で安全対策について積極的な指導・監督を行いうること。

十二 沿岸漁場整備開発施設（消波施設その他政令で定めるものに限る。）

十三 漁港施設（漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設に限る。以下同じ。）

第十二条第四項中「又は水産業協同組合」を「水産業協同組合その他營利を目的としない法人」で改め、同条第八項中「及び」を削り、「施設で」を「施設でその所有者の区分ごとに」に改め、同条第六項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第七項中「代る」を「代わる」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第八項中「五十メートル」を「百メートル」に、「二十メートル」を「五十メートル」に、「こえる」を「超える」に、「但し」を「ただし」に改め。

第十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二項中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「左の」を「次の」に改める。

第十三条の二第二項中「行なう」を「行う」に、「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に改める。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

右決議する。

国会に提出する。

昭和五十九年二月二十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

## 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

律

暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港施設」を「漁業用施設」に改める。

第二条第三項を次のように改める。

この法律で「漁業用施設」とは、漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。

は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。

第一項中「漁港施設」を「漁業用施設」に改める。

第七条中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「三万円」を「十万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第六条中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「十万円」を「三十万円」に、「三万円」を「十万円」に改める。

この法律で「漁業用施設」とは、沿岸漁場整備開発施設その他の政令で定めるものに限る。

第一項中「漁港施設」を「漁業用施設」に改める。

第六項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第七項中「代る」を「代わる」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第八項中「五十メートル」を「百メートル」に、「二十メートル」を「五十メートル」に、「こえる」を「超える」に、「但し」を「ただし」に改め。

第七条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二項中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「左の」を「次の」に改める。

第三条の二第二項中「行なう」を「行う」に、「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に改める。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

理由

最近における沿岸漁場整備開発事業の進展等農業協同組合その他營利を目的としない法人で政令で定めるものに改め、「及び」を削り、「施設で」を「施設でその所有者の区分ごとに」に改め、同条第六項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第七項中「代る」を「代わる」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第八項中「五十メートル」を「百メートル」に、「二十メートル」を「五十メートル」に、「こえる」を「超える」に、「但し」を「ただし」に改め。

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二項中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「左の」を「次の」に改める。

第三条の二第二項中「行なう」を「行う」に、「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第三条の二第二項中「行なう」を「行う」に、「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に改める。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

理由

この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「十万円」を「三十万円」に、「三万円」を「十万円」に改める。

この法律で「漁業用施設」とは、沿岸漁場整備開発施設その他の政令で定めるものに限る。

第七条中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「三万円」を「十万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第六条中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「十万円」を「三十万円」に、「三万円」を「十万円」に改める。

この法律で「漁業用施設」とは、沿岸漁場整備開発施設その他の政令で定めるものに限る。

## 二 議案の可決理由

本案は、最近における農林水産業をめぐる情勢の変化にかんがみ、農林水産業施設の災害復旧を図る措置として妥当と認め、原案とのおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党・革新共同から、国庫補助の採択限度額を現行通り十万円とすること等を内容とする修正案が提出されたが否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 三 本案施行に要する経費

昭和五十九年度一般会計予算に農林水産業施設災害復旧事業費を国庫補助の一部を改正する法律案(以下「本法」といふ)による経費として四百八十三億九百万円(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の施行に要する経費を含む。)が計上されている。

## 四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して山村農林水産大臣より、日本共産党・革新共同提案に係る修正案については、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

昭和五十九年四月十九日

農林水産委員長 阿部 文男  
衆議院議長 福永 健司殿

## 割賦販売法の一部を改正する法律案

割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の三 前払式特定取引(第二十九条の五・第二十九条の六)」を削り、「第三章 割賦購入あつせん(第三十条・第三十五条の三)」を第一節 割賦購入あつせん(第三十条・第三十五条の三)に改める。

第三章の二 前払式特定取引(第三十五条の三の二・第三十五条の三の三)に、「第三章の二 指定受託機関(第三十五条の四・第三十五条の十五)」を「第三章の二 指定受託機関(第三十五条の三の二・第三十五条の三の三)」に改める。

## 〔別紙〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

## 第一条第一項及び第二項を次のよう改める。

この法律において「割賦販売」とは、次に掲げるものをいう。

一 購入者から代金を二月以上の期間にわたり、かつ三回以上に分割して受領することを含むものをいう。

一 購入者から代金を二月以上の期間にわたり、かつ三回以上に分割して受領することを含む。(購入者をして販売業者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し、二月以上の期間にわたり三回以上預金させた後、その預金のうちから代金を受領することを含む。)を

一 購入者から代金を二月以上の期間にわたり、かつ三回以上に分割して受領することを含む。)を

を返済することを条件とするものに係る当該利用者の債務の保証(業として保証を行う者に当該債務の保証することを含む。)を

してその証票等と引換えに、又はその提示を受けて指定商品を販売すること。

第一項の次に次の二項を加える。

# 号外 報告

29

第三条第一項中「割賦販売」を「前条第一項第一号に規定する割賦販売（証票等を利用者に交付し、その証票等と引換え、又はその提示を受けて当該利用者に商品を販売するものを除く。）」に改め、同項第三号中「以下同じ」を「次項を除き、以下同じ」に改め、同条第一項中「割賦販売業者は、」の下に「第一項、第二項又は前項の」を加え、「当該指定商品に関する前項各号」を「それぞれ第一項各号、第二項各号又は前項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 割賦販売業者は、前条第一項第一号に規定する割賦販売（証票等を利用者に交付し、その証票等と引換え、又はその提示を受けて当該利用者に商品を販売するものに限る。）の方法により指定商品を販売するため証票等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、次項の次に次の二項を加える。

2 割賦販売業者は、前条第一項第一号に規定する割賦販売（証票等を利用者に交付し、その証票等と引換え、又はその提示を受けて当該利用者に商品を販売するものに限る。）の方法により指定商品を販売するため証票等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、次項の次に次の二項を加える。

2 割賦販売業者は、前条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売する契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

一 現金販売価格

二 弁済金の支払の方法

三 商品の引渡時期

四 契約の解除に関する事項

五 所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容

六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 割賦販売業者は、指定商品に係る第二条第一項第二号に規定する割賦販売に係る弁済金の支払を請求するときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 弁済金を支払うべき時期

二 前号の時期に支払われるべき弁済金の額及びその算定根拠

3 割賦販売業者は、前条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売するため証票等を利用するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦販売をする場合における販売条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 利用者が弁済をすべき時期及び当該時期ごとに規定する事項

二 通商産業省令で定める事項

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

4 割賦販売業者は、前条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売するため証票等を利用するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦販売をする場合における販売条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 利用者が弁済をすべき時期及び当該時期ごとに規定する事項

二 通商産業省令で定める事項

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

4 第四条中「指定商品に係る割賦販売の」を「割賦販売の方法により指定商品を販売する」に改め、「同条を」、「それ」に改め、「当該指定商品に係る商品を販売するものにあつては、前条第一項第二号を除く。」を「以下この章において同じ。」に改め、同条第三項中「指定商品に係る商品を販売する」を「割賦販売の方法により指定商品を販売する」に改め、同条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売する契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

一 現金販売価格

二 弁済金の支払の方法

三 商品の引渡時期

四 契約の解除に関する事項

五 所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容

六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

5 第五条第一項中「指定商品に係る割賦販売の」を「割賦販売の方法により指定商品を販売する」に改め、「以下この章において同じ。」に改め、同

項第三号中「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第二項中「ローン提携販売業者は、」の下に「第一項 第二項又は前項の」を加え、「当該指定商品に関する前項各号」を、「それぞれ第一項各号、第二項各号又は前項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 ローン提携販売業者は、第二条第二項第一号に規定するローン提携販売（証票等を利用者に交付し、その証票等と引換えに、又はその提示を受けて当該利用者に商品を販売するものに限る。）の方法により指定商品を販売するため証票等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該ローン提携販売をする場合における販売条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 ローン提携販売に係る借入金の返還の期間及び回数  
二 通商産業省令で定める方法により算定した手数料の料率  
三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

ローン提携販売に係る借入金の利息その他の手数料の料率

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令に規定するローン提携販売の方法により指定商品を販売するため証票等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該ローン提携販売をする場合における販売条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 ローン提携販売に係る借入金の返還の期間及び回数  
二 通商産業省令で定める方法により算定した手数料の料率  
三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令に規定するローン提携販売の方法により算定した手数料の料率  
四 ローン提携販売元に係る借入金の利息その他の手数料の料率  
五 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令に規定するローン提携販売の方法により算定した手数料の料率  
六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

二 通商産業省令で定める方法により算定した手数料の料率

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令に規定するローン提携販売の方法により算定した手数料の料率

四 ローン提携販売元に係る借入金の利息その他の手数料の料率

五 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令に規定するローン提携販売の方法により算定した手数料の料率

六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第二十九条の三中「指定商品に係るローン提携販売の」を「第二条第二項第一号に規定するローン提携販売の方法により指定商品を販売する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 ローン提携販売業者は、第二条第二項第一号に規定するローン提携販売（証票等を利用者に交付し、その証票等と引換えに、又はその提示を受けて当該利用者に商品を販売するものに限る。）の方法により指定商品を販売するため証票等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

一 購入者の当該ローン提携販売の契約に係る借入金の額  
二 弁済金の返済の方法  
三 商品の引渡時期  
四 契約の解除に関する事項  
五 所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容

六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第三章中第三十条の前に次の節名を付する。

### 第一節 総則

第三十条を次のように改める。

（割賦購入あつせんの取引条件の表示）

第三十条 割賦購入あつせんを業とする者（以下「割賦購入あつせん業者」という。）は、第二条第三項第一号に規定する割賦購入あつせんをするため証票等を利用者に交付するときは、当該割賦購入あつせんをする場合における取引条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 利用者が弁済すべき時期及び当該時期ごとの弁済金の額の算定方法

二 通商産業省令で定める方法により算定した割賦購入あつせんの手数料の料率

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

4 割賦購入あつせん業者は、第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんをする場合の取引条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、それぞれ第一項各号又は前項各号の事項を表示しなければならない。

5 割賦購入あつせん関係販売業者は、第二条第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者（以下「割賦購入あつせん関係販売業者」という。）は、第二条第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法により指定商品を販売するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に第二项各号の事項を表示しなければならない。

第三十条の次に次の五条を加える。

(書面の交付)

第三十条の一 割賦購入あつせん業者は、購入者が割賦購入あつせん関係販売業者から第二条第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により指定商品を購入したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦購入あつせんに記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 購入者の支払総額（購入した商品の現金販売価格及び割賦購入あつせんの手数料の合計額をいう。）

二 割賦購入あつせんに係る各回ごとの商品の代金（割賦購入あつせんの手数料を含む。）の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

四 割賦購入あつせん関係販売業者は、購入者が購入する商品に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により指定商品を購入したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦購入あつせんに関する次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 購入者の支払総額（購入した商品の現金販売価格

二 割賦購入あつせん業者は、購入者が割賦購入あつせん関係販売業者から第二条第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により指定商品を購入したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦購入あつせんに関する次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

四 割賦購入あつせんに係る各回ごとの商品の代金の全部又は一部（その代金の全部又は一部に係る割賦購入あつせんの手数料を含む。）の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

一 割賦購入あつせん業者は、指定商品に係る第二条第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る弁済金の支払を請求するときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、次項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 弁済金を支払うべき時期

二 前号の時期に支払われるべき弁済金の額及びその算定根拠

三 前号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法により指定商品を販売したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該商品の販売に関する次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 現金販売価格  
二 商品の引渡時期

三 契約の解除に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

五 割賦購入あつせんに係る各回ごとの商品の代金（割賦購入あつせんの手数料を含む。）の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

六 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

七 割賦購入あつせんに係る各回ごとの商品の代金の全部又は一部（その代金の全部又は一部に係る割賦購入あつせんの手数料を含む。）の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

八 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

九 契約の解除に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

十一 契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限

十二 第二条第三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あつせん業者は、第二条第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る弁済金の支払を請求するときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、次項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 弁済金を支払うべき時期

二 前号の時期に支払われるべき弁済金の額及びその算定根拠

三 前号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

る遅延損害金の額とを加算した金額を超える額の支払を購入者に対して請求することができない。

二 割賦購入あつせん業者は、前項の契約について前条第一項第二号又は第五項第二号の支払分は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同条第一項第二号又は第五項第二号の支払分の額を控除した額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額を超える額の支払を購入者に対して請求することができない。

三 前号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

四 前号の遅延損害金について、その発生が

五 前号の手数料について、その支払うべき時期が早いものから順次に充当する。

六 前号の手数料について、その支払うべき時期が早いものから順次に充当する。

七 前号の手数料について、その支払うべき時期が早いものから順次に充当する。

八 前号の手数料について、その支払うべき時期が早いものから順次に充当する。

九 前号の手数料について、その支払うべき時期が早いものから順次に充当する。

十 前号の手数料について、その支払うべき時期が早いものから順次に充当する。

十一 前号の手数料について、その支払うべき時期が早いものから順次に充当する。

一二 前号の手数料について、その支払うべき時期が早いものから順次に充当する。

賦購入あつせんに係る弁済金の支払については、当該弁済金の支払が、その支払の時期ごとに、次の各号に規定するところにより当該各号に掲げる当該割賦購入あつせんに係る債務に充當されたものとみなして、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第四項

中「第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号の支払分」とあるのは、第三十条の二第三項第二号の弁済金」と、同条第四項第一号中「支払総額」とあるのは「第三十条の二第二項第一号の現金販売価格」と読み替えるものとする。

一 遅延損害金があるときは、それを優先し、次に、当該割賦購入あつせんの手数料、これら以外の債務の順で、それぞれに充当する。

二 前号の遅延損害金について、その発生が

三 第一号の手数料について、その支払うべき時期が早いものから順次に充当する。

四 遅延損害金及び割賦購入あつせんの手数料以外の債務については、その割賦購入あつせんの手数料の料率が高いものから順次に充当し、その充当の順位が等しいものについては、その債務が発生した時期が早いものから順次に充当する。

五 前項に定めるもののほか、第二条第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る弁済金の支払に關し前条の規定を準用するため弁済金の充当について必要な事項は、政令で定める。

六 第四条の二の規定は割賦購入あつせんに係る販売業者に、第四条の三の規定は割賦購入あつせんに係る販売の方法による販売（以下この条において「割賦購入あつせん関係販売」という。）に、第五条の規定は割賦購入あつせん業者に、第八条（同条第六号を除く。）の規定は割賦購入あつせん及び割賦購入あつせん関係販売売に準用する。この場合において、第四条の二第一項中「第三十条第一項第二号に規定する支払総額又は前条第一項第一号に規定する支払総額をいう。」に相当する額とこれに対応する法定利率によ

第三十条の五 第二条第三項第二号に規定する割賦販売法の一部を改正する法律案及び同報告書

における当該契約に係る第三十条の二第一項第二号の支払又は第一条第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法による販売の場合における当該契約に係る第三十条の二第五項第二号の支払分」と、同条第五項中「割賦販売」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売」と、第五条第一項中「割賦販売の方法により指定商品を販売する契約について賦払金(第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売する契約にあつては、弁済金。以下この項において同じ。)」とあるのは「第二条第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入された指定商品の代金に相当する額の受領に係る契約について第三十条の二第五項第二号の支払分の、第二条第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入された指定商品の代金に相当する額の受領に係る契約について弁済金」と、「賦払金」とあるのは「支払又は弁済金」と、「いな賦払金」を「いな支払分若しくは弁済金」と読み替えるものとする。

第三章中第三十一条の前に次の節名を付する。

第二節 割賦購入あつせん業者の登録等

第三十一条、第三十三条の二第一項第二号、第三十四条第一項、第三十四条の三第一項第二号及び第三十五条第一項中「割賦購入あつせん」を「第三十五条の四第一項中「第二十九条の大六」を「第三十五条の三の三」に、「行なう」を「行う」に改め、「交付した」の下に「第二条第三項第一号に規定する」を加える。

第三章の二を第三章の三とし、第三章の次に次の  
一章を加える。  
**第三章の二 前払式特定取引**  
(前払式特定取引業の許可)  
**第三十五条の二 前払式特定取引は、通商産  
業大臣の許可を受けた者でなければ、業として  
営んではならない。ただし、次の場合は、この  
限りでない。**  
一、商品又は指定役務の前払式特定取引の方法  
による年間の取引額が政令で定める金額に満  
たない場合。  
二、指定役務が新たに定められた場合において、現に当該指定役務につき前払式特定取引  
の方法による取引を業として営んでいる者が  
が、その定められた日から六月間(その期間  
内に次条において準用する第十二条第一項の  
申請書を提出した場合には、その申請につき  
許可又は不許可の処分があるまでの間を含  
む)当該指定役務につき取引をするとき。  
三、前号の期間が経過した後において、その期  
間の末日までに締結した同号の指定役務につ  
いての前払式特定取引の契約に基づく取引を  
結了する目的の範囲内で営む場合

令で定める法律の規定に基づき前受金の保全のための措置を講じてゐる者が当該法律の規定に基づいて行う「前払式特定取引」と、第十二条第一項第四号中「前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類」とあるのは「前払式特定取引の方法による取引をしようとする商品又は指定役務の種類又は範囲」と、同条各号列記以外の部分中「第十一条」とあるのは「第二十五条の三の二」と、同項第二号中「購入者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受ける者」と、同項第五号中「前払式割賦販売契約款」とあるのは「前払式特定取引契約款」と、同項第八号ハ中「第十一条」とあるのは「第三十五条の三の二」と、同条第四項中「第十一条」とあるのは「第三十五条の三の二」と、「第十八条の三第一項及び第二項並びに第十八条の五第一項中「商品の代金」とあるのは「商品の代金又は指定役務の対価」と、第十九条第三項及び第四項中「前払式割賦販売契約款」とあるのは「前払式特定取引契約款」と、第二十条第一項ただし書及び第二十一条の二第一項中「購入者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受ける者」と、第二十三条第一項第四号中「第十一条」とあるのは「第三十五条の三の二」と、第二十七条第一項中「商品の引渡し」とあるのは「商品の引渡し又は指定役務の提供」と読み替えるものとする。

第三十七条第一項中「前払式特定取引及び割賦購入あつせん」を「割賦購入あつせん及び前払式特定取引」に改め、同条第二項中「第二条第三項若しくは第四項」を「第一条第四項若しくは第五項」に改め、「第二十九条の四」の下に「及び第三十条の六」を加え、「第十一条第一号」を「第七条、第十一條第一号」に、「第二十九条の六」を「第三十五条の

三の三」に、「第二十九条の五第一号若しくは第三十三条の二第一項第二号」を「第三十条の四第四項第一号、第三十条の五第二項、第三十三条の二第二項第二号若しくは第三十五条の三の二第一号」に改める。

第五章中第四十三条の前に次の三条を加える。

(証票等の譲受け等の禁止)

第四十二条の二 何人も 業として、証票等(第二条第一項第二号に規定する証票等又は同条第三項第一号に規定する証票等をいう。以下この条及び第五十条第二号において同じ。)を譲り受け、又は資金の融通に関して証票等の提供を受けなければならない。

(支払能力を超える購入の防止)

第四十二条の三 割賦販売業者、ローン提携販売業者及び割賦購入あつせん業者(以下「割賦販売業者等」という。)は、共同して設立した信用情報機関(購入者の支払能力に関する情報(以下「信用情報」という。)の収集並びに割賦販売業者等に対する信用情報の提供をする者をいふ。以下同じ。)を利用して、業として証票等を譲り受け、又は資金の融通に関して証票等の提供を受けた者

第五十二条の四 割賦販売業者等及び信用情報機関は、信用情報を購入者の支払能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

2 信用情報機関は、正確な信用情報を割賦販売業者等に提供するよう努めなければならない。

第四十三条第一項中「割賦販売業者」を「第二条第一項第一号に規定する割賦販売業者とする者」に改め、同条第二項中「第二十九条の五の許可を受けた者」を「登録割賦購入あつせん業者、第三十五条の三の二の許可を受けた者」に改める。

第四十四条第一項中「第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者」を「登録割賦購入あつせん業者、第三十五条の三の二の許可を受けた者」に改める。

第五条の三の三」に、「行なわなければ」を「行なわなければ」に改める。

第四十五条第一項中「第二十九条の六」を「第三十五条第二号中「第二十九条の五」を「第三十一条の三の二」に改める。

第五条の三の三」に、「行なわなければ」を「行なわなければ」に改める。

第四十六条の二中「第二十九条の五」を「第三十一条の三の二」に改める。

第五条の三の三」に、「行なわなければ」を「行なわなければ」に改める。

第五十九条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第五十五条中「一万円」を「三万円」に改め、同条第二号中「第二十九条の五」を「第三十五条の三の二」に改める。

第五十条中「十万円」を「三十万円」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同条に次の一号を加える。

二 第四十二条の二の規定に違反して、業として証票等を譲り受け、又は資金の融通に関して証票等の提供を受けた者

第五十一条中「第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者」を「登録割賦購入あつせん業者、第三十五条の三の二の許可を受けた者」に改める。

二 第四十二条の二の規定に違反して、業として証票等を譲り受け、又は資金の融通に関して証票等の提供を受けた者

第五十一条中「第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者」を「登録割賦購入あつせん業者、第三十五条の三の二の許可を受けた者」に改める。

二 第四十二条の二の規定に違反して、業として証票等を譲り受け、又は資金の融通に関して証票等の提供を受けた者

第五十一条中「第二十九条の六」を「第三十五条の三の三」に改める。

第二項」を「第三条第四項、第二十九条の二第四項又は第三十条第四項若しくは第五項」に改め、同条第三号中「第四条」を「第三条第二項若しくは第三項、第四条」に改め、「第二十九条の四」の下に「及び第三十条の六」を加え、「又は第二十九条の三」を「第二十九条の二第二項若しくは第三項、

又は第三十条の二」に改める。

第二十九条の三、第三十条第一項若しくは第二項又は第三十条の二」に改める。

第二十九条の二、第三十条第一項若しくは第二項又は第三十条の二」に改める。

第一項第二号に規定する割賦販売の方法、同条第二項第一号に規定するローン提携販売の方法、同条第三号中「第四条」を「第三条第二項若しくは第三項、第四条」に改め、「第二十九条の四」の下に「及び第三十条の六」を加え、「又は第二十九条の三」を「第二十九条の二第二項若しくは第三項、

若しくは同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法により指定商品を販売する契約に係るもの及びこの法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約については、適用しない。

新法第六条第二項及び第三十条の三の規定は、この法律の施行前に締結した契約で、割賦販売の方法により指定商品を販売するもの又は割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入された指定商品の代金に相当する額の受領に係るものについては、適用しない。

新法第三十条の四の規定は、この法律の施行日以後購入者が新法第二条第三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入した指定商品に係る新法第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号の支払分は、公布の日から施行する。

新法第三十条の四の規定は、この法律の施行日以後購入者がそれと引換えに、又はそれを提示して指定商品を購入した証票等(新法第二条第三項第一号に規定する証票等をいう。以下同じ。)に係る新法第二条第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る弁済金のうち、新法第三十条の五の規定を適用した場合には当該商品に係るものとみなされることとなるもの支払に係るものとみなされることとなるものについて、適用する。

新法第三十二条の規定は、この法律の施行の際現に新法第二条第三項第三号に規定する割賦購入あつせんを業として営んでいる者について、購入あつせんを業として営んでいる者について、購入あつせんを行なう場合に該当する場合に限り、適用しない。

この法律の施行の日から六月間(その期間内に新法第三十二条の申請書を提出した場合には、その申請につき登録又は登録拒否の処分があるまでの間を含む。)その営業をする場





- 二 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査に関すること。
- 三 所掌事務に係る事業の運賃及び料金に関すること。
- 四 所掌事務に係る事業の財務に関すること。
- 五 所掌事務に係る事業の労務に関すること。
- 六 所掌事務に関する買収及び補償に関すること。
- 七 運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること。
- 八 運輸に関して、観光地及び觀光施設を調査し、及び改善すること。
- 九 観光宣伝に関すること。
- 十 旅客定期航路事業の免許、許可及び認可に関すること。
- 十一 自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可及び認可に関すること。
- 十二 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業及びその関連事業に係る実施計画の認定に関すること。
- 十三 内航海運業並びに内航海運組合及び内航海運組合連合会に関すること。
- 十四 船舶の譲渡、譲受及び貸渡しの許可に関すること。
- 十五 油濁損害賠償保障契約に関すること。
- 十六 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。
- 十七 海事代理士に関すること。
- 十八 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- 十九 第三号から第六号まで及び第十号から前号までに掲げるものは、水上運送事業及び水上運送の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関すること。
- 二十一 船舶に設置される海洋汚染防止設備等
- 二十二 満載喫水線の指定に関すること。
- 二十三 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
- 二十四 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十五 船舶の製造、修繕、引揚げ及び解体並びに船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 二十六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術の改善に関すること。
- 二十七 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
- 二十八 モーターボート競走の施行に関するこ
- 二十九 船員の労働組合及び労働関係の調整に関すること（船員労働委員会の所掌に属するものを除く）。
- 三十 船員地方労働委員会に関すること。
- 三十一 船員の労働組合及び労働関係の啓発宣传に関すること。
- 三十二 船員の労働条件、災害補償その他保護に関すること。
- 三十三 船員の最低賃金に関すること。
- 三十四 船員法における船内規律に関すること。
- 三十五 船員手帳に関すること。
- 三十六 船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。
- 三十七 船員の職業紹介事業及び労務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関すること。
- 三十八 船員の福利厚生に関すること。
- 三十九 船員に係る労働者の財産形成に関すること。
- 四十 海技從事者の免許並びに船舶職員の資格
- 及び焼却設備の検査に関すること。
- 四十一 水先に関すること。
- 四十二 外国籍船舶に係る航海当直体制及び船員の資格に関すること。
- 四十三 運輸大臣の指定する港湾施設の管理に関すること。
- 四十四 港湾における諸作業の改善、調整等に関すること。
- 四十五 港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 四十六 港湾運送事業及び検査に関する免許、許可、認可及び登録に関すること。
- 四十七 倉庫業その他の保管事業に関する許可及び認可に関すること。
- 四十八 倉庫業その他の保管事業に関する委託約款に関すること。
- 四十九 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 五十 廃油処理事業及び自家用廃油処理施設に関すること。
- 五十一 日本国鉄道の監督に関すること。
- 五十二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車に関する免許、特許、許可及び認可に関すること。
- 五十三 地方鉄道及び軌道の補助その他の助成に関すること。
- 五十四 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車に関する免許、特許、許可及び認可に関すること。
- 五十五 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の運輸及び運転並びにこれらの施設及び車両の整備に関すること。
- 五十六 地方鉄道及び軌道の係員の職制、服務及び資格に関すること。
- 五十七 自動車運送事業、自動車道事業、通運事業及び通運計算事業に関する免許、許可及び認可に関すること。
- 五十八 自動車運送取扱事業に関する登録及び
- 及び定員に関すること。
- 五十九 自動車ターミナルに関すること。
- 六十 整車両等運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 六十一 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。
- 六十四 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
- 六十五 道路運送車両の整備及び検査に関すること。
- 六十八 自動車車庫に関すること。
- 六十七 自動車整備士の技能検定その他の自動車整備士に関すること。
- 六十九 第五十七号から前号までに掲げるもののほか、道路運送車両の使用及び保安並びに道路運送車両による公害の防止に関すること。
- 七十一 鉄道、軌道、道路運送その他の陸運の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産（自動車及び原動機付自転車の製造を除く）、流通及び消費並びにこれらの陸運機器の生産に関する事業に関すること。
- 七十二 自動車損害賠償保険事業に関すること。
- 七十三 第三号から第六号まで及び第五十一号から前号までに掲げるもののほか、鉄道、軌道、道路運送事業、通運事業、通運計算事業その他の陸運の発達、改善及び調整に関すること。
- 七十四 地方運輸局においては、前項に掲げるものの



号)の一部を次のように改正する。

第六条の二中「海運局長」を「地方運輸局長」に、「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第七条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第十二条中「海運局」を「地方運輸局」に改め

(船舶のトン数の測度に関する法律の一部改正)

第十八条 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「海運局長」を「地方運輸局長」に、「海運局支局長」を「地方運輸局又は海運監理部の海運支局長」に改める。

(本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の一部改正)

第十九条 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第二十五条中「海運局長」を「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」に改める。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第二十条 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十五条中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第二十七条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

(地方鉄道法等の一部改正)

第二十二条 次に掲げる法律の規定中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第二十三条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「陸運局長」に改める。

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「陸運局長」に改める。

第二十七条 次に掲げる法律の規定中「陸運局長」に改める。

(地方鉄道法等の一部改正)

第二十二条 次に掲げる法律の規定中「陸運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第二十三条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「陸運局長」に改める。

十六 条ノ三	一 軌道法(大正十年法律第七十六号)第二十五条
三 日本国鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第六十四条	二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第二十五条
四 通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十号)第三十六条	三 日本国鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第六十四条
五 道路運送法(昭和二十六年法律第八百三十五号)第三十四条、第三十六条の二、第四十五条	四 通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十号)第三十六条
六 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八百三十五号)第三十四条、第三十六条の二、第四十五条	五 道路運送法(昭和二十六年法律第八百三十五号)第三十四条、第三十六条の二、第四十五条
七 道路交通事業抵当法(昭和二十四年法律第二百四号)第二十条	六 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八百三十五号)第三十四条、第三十六条の二、第四十五条
八 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十号)附則第六項	七 道路交通事業抵当法(昭和二十四年法律第二百四号)第二十条
九 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九百一十七号)第八十四条	八 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十号)附則第六項
十 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第一百三十六号)第三十七条	九 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第八条から第十四条まで、第二十二条、第二十五条及び第二十六条
十一 道路交通法(昭和三十五年法律第一百五号)第六十三条	十 船舶職員法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十七条
十二 道路交通法(昭和三十五年法律第一百五号)第六十三条	十一 道路交通法(昭和三十五年法律第一百五号)第六十三条
十三 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十年法律第二百四十九号)第五条	十二 道路交通法(昭和三十五年法律第一百五号)第六十三条
十四 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第一百六十号)第一百条	十三 内航海運組合法(昭和三十二年法律第一百六十二条)第六十八条
十五 自動車重量税法(昭和四十六年法律第一百九十九号)第一二二号	十四 タクシーサービス適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第五十四条
十六 油漏損害賠償保障法(昭和五十年法律第一九五五号)第四十四条	十五 自動車重量税法(昭和四十六年法律第一百九十九号)第一二二号
十七 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一一年法律第三十四号)第十六条	十六 油漏損害賠償保障法(昭和五十年法律第一九五五号)第四十四条

(船舶安全法等の一部改正)

第二十二条 次に掲げる法律の規定中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条

二 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十号)第九条

三 海上運送法(昭和二十四年法律第八百三十五号)第三十四条、第三十六条の二、第四十五条

四 造船法(昭和二十五年法律第八百二十九号)第十四条及び第十五条の二

五 火薬類取締法(昭和二十五年法律第八百四十九号)第四十九条及び第五十条

六 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第八条から第十四条まで、第二十二条、第二十五条及び第二十六条

七 船舶職員法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十七条

八 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二条)第二十六条の二

九 内航海運業法(昭和二十七年法律第一百五十一号)第二十九条及び第二十九条の二

十 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第十六条

十一 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第一百四十九号)第五条

十二 倉庫業法(昭和三十一年法律第一百二十一号)第二十六条

十三 内航海運組合法(昭和三十二年法律第一百六十二条)第六十八条

十四 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第一百六十号)第一百条

十五 小型船舶造船業法(昭和四十一年法律第一百九十九号)第一二二号

十六 油漏損害賠償保障法(昭和五十年法律第一九五五号)第四十四条

十七 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一一年法律第三十四号)第十六条

十八 漁業再建整備特別措置法(昭和五十二年法律第四十三号)第十七条

十九 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第六条

(経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運監理部の支局その他の地方機関の長(以下「支局長等」という。)又は海運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「处分等」という。)は、政令(支局長等がした処分等にあつては、運輸省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長(以下「海運支局長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は海運局長に対してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、政令(支局長等に対してした申請等にあつては、運輸省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対してもした申請等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十六条 地方運輸行政の総合化及び効率化を図るため、海運局及び陸運局を統合して地方運輸局とするとともに、これに伴う関連規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

地方運輸行政の総合化及び効率化を図るため、海運局及び陸運局を統合して地方運輸局とするとともに、これに伴う関連規定の整備等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、地方における地域交通、貨物流通等の運輸行政を総合的かつ効率的に推進するため、地方運輸局を設置しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 地方の海運局及び陸運局を統合して、地方運輸局を設置すること。
- 2 海運局の廃止に伴い、海運監理部は地方運輸局に置くこととする。
- 3 その他関連規定の整備等を行うこと。
- 4 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

本案は、地方運輸行政の総合化及び効率化を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

- 1 本案施行に要する経費
- 2 本案施行に要する経費として、約百一億六百万円が昭和五十九年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和五十九年四月十九日

内閣委員長 片岡 清一

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院会議録第十二号中正誤	
△ 段 行 誤	正
四七 一七 低滞	停滯 （行頭を一字上 げる。）
四八 一二	
四九 一 一五 緑房し	緑戻し （各行頭を一字上 げる。）
五〇 二 自六 至九	
衆議院会議録第十三号中正誤	
△ 段 行 誤	正
五一 一末 三 趣旨説明	趣旨の説明
衆議院会議録第十四号中正誤	
△ 段 行 誤	正
五二 四 八 医療分業	医薬分業
五三 四 未 医療分業	特定療養制度
五四 未 未 特定療養制度	特定療養費制度
五五 訪問	詰問

昭和五十九年四月十九日 衆議院會議錄第十九号

七〇六

第三種郵便物認可日  
明治二十五年三月三十一日

## 発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 531-1144  
平 105

二定価一〇円